

平成16年第1回防府市議会定例会会議録（その4）

平成16年3月8日（月曜日）

議事日程

平成16年3月8日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1 番	田 中 敏 靖 君	2 番	山 下 和 明 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	行 重 延 昭 君
5 番	山 本 久 江 君	6 番	藤 本 和 久 君
7 番	斉 藤 旭 君	8 番	横 田 和 雄 君
9 番	岡 村 和 生 君	10 番	弘 中 正 俊 君
11 番	安 藤 二 郎 君	12 番	山 田 如 仙 君
13 番	平 田 豊 民 君	14 番	藤 野 文 彦 君
15 番	馬 野 昭 彦 君	16 番	木 村 一 彦 君
17 番	熊 谷 儀 之 君	18 番	佐 鹿 博 敏 君
19 番	広 石 聖 君	20 番	大 村 崇 治 君
21 番	松 村 学 君	22 番	久 保 玄 爾 君
23 番	今 津 誠 一 君	24 番	河 村 龍 夫 君
25 番	藤 井 正 二 君	26 番	青 木 岩 夫 君
27 番	横 見 進 君	28 番	深 田 慎 治 君
30 番	中 司 実 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

8番、横田議員、9番、岡村議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承願います。

これより質問に入ります。最初は16番、木村議員。

〔16番 木村 一彦君 登壇〕

16番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、当局におかれましては、簡潔で誠意ある御答弁をお願い

いたします。県央部合併は、新市の名称がついに山口市に決まってしまいました。合併した場合は、私たち防府市民は1,000年以上続いた防府の名前を永久に奪われることになるわけで、誠に残念至極、耐えがたい思いであります。こうなった以上、せめて本庁だけはという市民の強い思いの中で、現在、関係市町の間で、庁舎の位置をめぐる攻防が続いておまして、合併協議もいよいよ最終段階に入っております。そこでまず県央合併について以下4点にわたってお尋ねいたします。

第1点、30万都市構想について。合併協議会等においては、県央30万都市の実現のためにということが、いわばまくら言葉のように使われており、30万都市実現は2市4町住民共通の願いとされております。松浦市長も合併について語る際には、「30万都市実現は必要だが」と前置きして、さまざまな見解を述べておられます。確かにある意味では、この30万都市構想こそ県央部合併の中心問題であり、その必要性については2市4町の住民が納得のいくまで徹底的に明らかにされる必要があると思います。

私は、阿知須町を除く2市3町の法定合併協議会の設置を可決した昨年2月の臨時市議会においてこの問題を取り上げ、30万都市構想なるものを批判いたしました。当時、県当局などの主張は、大要次のようなものでありました。山口県は中小の都市が散在する分散型都市分布構造であり中核となる都市を持たないことから、これが若者を中心とした人口減少や地域活力の低下につながっている。こうしたことから山口・防府地域など県内5つの重点地域において高次都市機能や都市型産業が集積し、人口の県内定住や交流の促進、地域経済の活性化、地方分権の推進等の核となり、県全体あるいは広域活力圏、活力創造圏の発展を牽引する中核都市の形成を計る必要がある。そして、合併により5つの中核都市が実現すれば人口が集まることによって金融、情報、サービス業などのさまざまな分野の都市型産業が集積し、地域経済の活性化の大きな原動力となる。また中核都市には、こうしたサービスや利便性を求めて、若者を中心にさらに人口が流入し、ビジネスチャンスが拡大し第3次産業の集積が進むというわけであります。この論理展開は、最近発表された新市まちづくり計画の素案でも大筋において変わりはありません。

これに対して私は、かつて30万都市であった下関市は人口が減少しており衰退が否めない。人口30万以上の都市をもつ近隣各県は、近年軒並み人口が減少している。都市間競争の理屈から言えば、100万都市を抱える近隣他県からの若者などの人口流入は、あり得ない。県内あるいは域内からの人口流入はあり得るが、それは周辺部の過疎化を促進することにほかならない。都市機能が集積するのは、合併したすべての地域においてではなくて、その中心となるごく一部の地域だけである。防府市がその中心となる保障は何もない。人口が30万以上となり、中核市への移行を目指すとするれば事業所税など地域経

済の発展にとって大きなマイナス要因もある等々、具体的な事実を挙げて批判をいたしました。

私のこの質問に対して市長は、「30万都市を持っている他県よりも山口県はさらに人口が減っている。それらの県に比べてみれば、山口県は30万都市がないからかもしれない。それは、わからない。これ以上悪くならないためにもやらなきゃならない」と、大要このように答弁されております。以上のことからわかるように、私は面積を広げて30万都市を人為的につくってみても、それは決して地域の発展にはつながらないと確信しております。この点についての当局の御見解をお伺いいたします。

第2点、合併後の財政見直しについて。そもそもの出発が、国の財政危機打開から端を発していることを見ても、合併問題は行き着くところ財政問題であります。合併で市の財政は本当に良くなるのか。この問題でも、これまでたびたび当議会で論戦を行ってきたところでもありますけれども、法定協定の協議が最終局面に入っている時だけに、いま一度問題点を鮮明にしておきたいと思っております。

新市建設計画検討小委員会が昨年8月に発表した合併財政シミュレーションと、同じく昨年12月に発表した合併財政シミュレーション改訂版は、いずれも合併後10年から15年後には、新市の財政収支は赤字に転落することを示しております。合併は市や町の50年後、100年後を決める重大な事柄ではありますが、これで果たして町の財政危機を将来にわたって救うことができると言えるのかどうか、大きな疑問であります。

一方、財政シミュレーション改訂版では、「合併のメリットを財政面から突き詰めれば、人件費の削減にほかなりません」とはっきり述べております。合併のねらいは、人減らしだと言っているわけでありまして、これはある意味核心を突いた議論だと思っております。しかし、人員削減、人減らしに焦点を当ててみると、どちらのシミュレーションも職員の削減数を250人としており、この前提自体が確固とした科学的根拠に基づくものとは言えません。いずれも類似団体からの類推であり、しかも中核市ではないものを比較の対象としております。ちなみに当初の出前講座においては、今の倍以上の516人の職員が削減できるとされていたのであります。わずかの期間に職員の削減数が半分以下に修正されていることを見ても、これがいかにあやふやな数字であるかがわかると思っております。

言うまでもなく、人口が30万を超えて中核市になればこれまで県が行ってきた保健所その他の膨大な業務を市が行わなければならなくなり、とてもこれだけの職員を減らすことはできなくなります。事実、既に合併したところの例を見ても職員数はほとんど減っていないのが現実です。

さらに改訂版では、2市4町の人口は平成12年の国勢調査の30万6,417人から

平成27年には33万人に、約2万4,000人増えると予測し、それに基づいて最初のシミュレーションに比べると交付税が大幅にふえるという楽観的見込みを立てております。しかし、国勢調査に基づく人口推計では、平成27年には30万9,799人で、ほとんどふえないとしており、両者の間に大きな隔たりがあります。大体改訂版では、平成27年の人口を目標人口という言い方をしておりますが、この意味は不明であります。できればこうあってほしいと、希望的観測の思いがにじみ出ているように思われます。

いずれにせよこの人口予測と、それをもとにした歳入予測は、科学的根拠に欠け、説得力がありません。合併後の財政見通しにおける最大の問題は、国からくると見込んでいた金が果たして本当に来るのかどうかということです。地方の側は、シミュレーションの作成など大変な努力をして、何とか財政の見通しを立てようと懸命になっておりますけれども、地方に金を幾ら交付するかは言ってみれば国のさじ加減一つにかかっているのであり、地方の側に不確定な見込みによる歳入欠陥が生じないという保障は何一つないのであります。事実、昭和の大合併では、合併した翌年にいきなり地方交付税が、ガクッと下がった例が幾つもあり、これが原因で赤字再建団体に転落した例が少なくありませんでした。昭和28年と29年の交付税を比べてみますと、交付額では総額が激減しているのであります。

このことは何も遠い過去にさかのぼるまでもなく、今回の三位一体の改革による補助金カットと地方交付税の抑制措置が最も端的に国のやり方を示しているではありませんか。見込み違いによる歳入欠陥が生じた場合、自治体の財政規模が大きいほどダメージは大きいのであり、この意味でも合併が当初のもくろみとは逆の効果をもたらすことは明らかです。このように言ってしまうと「だからこそ合併して足腰を強くしておかなければいけないんだ」という理屈が言われます。

繰り返しますが、国による地方への締めつけの結果は、合併した自治体にも合併しない自治体にも平等に及んでくるのであります。合併した自治体だけが免罪されるということは決してありません。今後、国によって段階補正など改悪されれば、小規模な自治体にとっては確かに規模の拡大が必要になるかもしれません。しかし、防府市にとってはそれは当てはまらないわけであります。

以上、合併によって財政がよくなることは決してないと思っておりますが、この点についての当局の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

第3点、住民負担について。合併協議会におけるこれまでの協議では「住民サービスは当分の間現行どおりとし云々」という言い方で調整されているケースは多いのですが、当分の間が過ぎたらどうなるのでしょうか。数ある調整項目の中から国民健康保険料と水道

料金について、シミュレーションあるいは大まかな予測を示してほしいと思います。

国民健康保険料は、合併によって値上がりする被保険者にのみ新しい市が補助して、値上りを防ぐというピンポイント補正が5年間続くことに調整されております。その後は、大幅な値上げになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

また水道料金は、山口市が新市に財政負担をかけることになる現在のようやり方を進める限り、そのしわ寄せを受けて大幅に値上がりすると思いますが、どうでしょうか。見解をお聞かせ下さい。

第4点、住民意見の反映について。市長は、住民意見の反映のために適切な時期に市民への説明会を行うと言明されておりますが、いつごろ、どのような形で行うおつもりなのかお聞かせいただきたいと思います。

市長が出席して行われた一昨年の地域懇談会は「時間が足りなかった」「市の一方的な説明だけで意見や質問が十分保証されなかった」など、参加した市民の間には不満がくすぶっております。また「参加者も自治会長など特定の人に限られていて一般市民の参加が少なかった」という声も少なくありません。これらを改善する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

一方、住民意見をくみ上げる方法としては、住民アンケートや住民投票などの方法もあります。これらについての考えもあわせてお聞かせ下さい。住民投票についての考えは、既にたびたび当議会で言明されているので承知しておりますけれども、今の時点に立って改めてお伺いしたいと思います。

次に、市長施政方針演説について、なかんずく新市の事務所の位置問題について質問いたします。

市長は4日の施政方針演説において「市民の皆様には御理解、御納得していただける合併の実現が肝要であり、このため新市の事務所は防府で貫くという不退転の決意でございますので云々」と述べられております。そこで確認の意味を含めて以下2点についてお尋ねいたします。

第1点、小郡町などの言う一部分庁方式について。小郡町などが新市の事務所の位置選定小委員会の中で、途中から持ち出してきた一部分庁方式もあり得るという論議は、松浦市長など防府市の委員の筋道立った論駁により一旦は退けられました。しかし、マスコミ報道などによると、小郡町当局は、いまだにこの論を主張していると言います。総合支所方式を基本とし、現有庁舎を活用するという法定協が確認した大原則に立てばこれは論外であり、今後とも交渉の対象にならない議論だと思っておりますが、どうでしょうか。

第2点、「当分の間防府に」という提案について。市長は、27日の議会全員協議会に

において、首長、議長による非公開協議の内容を報告する中で、「実は初めて明らかにするが小郡町に対して当分の間、これは法定協用語の5年ではなくて、自分としてはおよそ10年のつもりで言った」このように注釈をされまして「当分の間、防府に本庁を置くということでどうかとも提案したが受け入れてもらえなかった」というような発言をされました。これはもうマスコミでも報道されております。合志山口市長の最初の5年は防府に、次の5年は小郡に、という提案を拒否した小郡町から見れば、これよりさらに長期間にわたって防府市に本庁を置くことになる松浦市長のこの提案は受け入れられないのは当然と言えば当然の態度だと思えます。

以上のことからこの「当分の間」提案は、小郡町が拒否した時点でいわば消滅したわけであり、今後不退転の決意で交渉に臨むに当たっては、再び持ち出すことではないと考えますが、市長のお考えはどうでしょうか。率直にお答え願いたいと思います。以上、壇上での質問を終わります。

議長（中司 実君） 16番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 2市4町の合併協議についての御質問にお答えいたします。まず中核都市形成と申しますか、30万都市構想についての御質問ですが、私はかねてより県央に山口県の核となる中核都市の必要性を強く感じております。この中核都市においては、将来を展望したまちづくりを計画的、効率的に行うことによって地方分権や少子高齢化等に対応していくとともに、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。そのための最善の方策として広域合併による中核都市形成が急務であると、これまで一貫して主張してまいりました。

こうした中で、平成10年6月に防府市政をおあずかりさせていただいた直後から、県央2市4町の当時の市長、町長さん方に呼びかけ、平成12年8月に県央部吉佐地域都市形成研究会を共同事業として立ち上げ、中核都市形成の機運醸成を図ってきたところでございまして、この集大成が現在の山口県央部合併協議会であると認識しております。

木村議員の御指摘は30万規模の都市にはどんなメリットがあるのかということだと思いますが、私はこの県央の2市4町が広域合併することにより、スケールメリットを生かした行財政基盤の強化が図れることだと考えております。

また一般的には、人口20万から30万規模の都市が行政運営上最も効率がよいと言われておりますが、いずれにいたしましても、あくまで合併は手段であり、目的は後世のまちづくりだと思います。

常に申し上げているところでございますが、合併には相手様がいらっしゃること

ざいまして、県央部の合併協議も依然予断を許さない状況ではございますが、私といたしましては、今回の県央の合併協議を地域発展の千載一遇のチャンスととらえており、そのことがまさにふるさとの繁栄につながっていくという考えのもとに、粘り強くこの合併協議に大所高所より全力を傾注してまいり所存でございます。

次に住民説明会についての御質問でございますが、合併協議の進捗にもよりますが、合併協定項目のすべてについて確認がなされた時点で、住民説明会や住民アンケートを実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、合併は市民に直接かかわる大変重要な問題でございますので、1人でも多くの市民に御参加いただけるよう十分配慮したいと存じます。

また住民投票につきましては、かねてから申し上げておりますとおり、議会の皆様と相談しながら対応してまいりたいと考えおりますので御理解を賜りたいと存じます。

なお、この県央合併についての御質問の中の2点目、3点目、財政見通しについて、住民負担についての御質問につきましては、後ほど担当部長より答弁いたさせます。

続きまして、平成16年度施政方針に関する御質問にお答えいたします。現在、喫緊の行政課題として取り組んでおります県央2市4町の合併協議につきましては、最終局面を迎えておりますものの、ここにきて対等合併を願う12万防府市民の思いが届かない状況でございます。

私は30万都市実現を他市町に呼びかけた経緯もあり、かすがいを自ら抜くようなことはしたくありませんが、一方では市民の皆様にご理解、御納得していただける合併の実現が肝要であり、このため新市の事務所は防府市で貫くという決意のほどを述べさせていただいたところでございます。

まず最初の一部分庁方式につきましては、これまで新市の位置選定小委員会の中でもかなりの時間をかけて議論してまいりました。私は、住民の利便性や行政の効率性等を考えた場合、この一部分庁方式はあり得ないことをこれまで主張してきたところでございまして、このことについては一步も譲れないところだと考えております。

次に、「当分の間防府市に置く」ということにつきましては、2市4町の町長、市長及び議長での協議の場におきまして、防府市からも譲歩する案がないのかとの要請の中で、当分の間ということも御提案したところでございます。この当分の間という意味は、法定協で言われている5年ということではなく、10年程度以上を予測したという意味であることもはっきり前段において主張した上での提案でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、壇上よりの答弁にさせていただきます。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、2点目の御質問でございますが、財政見通しについてのお答えを申し上げたいと思います。

まず、財政のシミュレーションを見る限りにおきましては、新市の収支は赤字に転落し、かなり厳しくなるのではとの御指摘でございますが、新市の財政推計につきましては、2市4町単独の推計をベースにしながらか、国等からの財政支援を加味して推計しているものでございまして、合併しなかった場合の2市4町の単独での推計に比べますと、大きな収支改善が図られているということでございます。

次に、「職員250人もの削減は難しいのでは」との御質問でございますが、この削減の数につきましては、全国の類似都市との比較で算出したものでございまして、決して無理な削減数ではないものと考えているところでございます。

また、中核市につきましては、新市において検討されるべき課題であるというふうに考えております。

次に、改訂版のシミュレーションにおけます人口推計の根拠についてでございますが、事業所税や交付税の合併補正等の財政支援による収支改善を投資に回すこと等で、何らかの合併効果がここに生じてくると考えられますことから、合併後の人口につきましては、減ってくることはないであろうというふうに考えられたものでございます。

次に普通交付税の合併算定替えのほか、各市の財政支援が確実に期待ができるのかどうかとの御懸念でございますが、これらの合併特例措置につきましては、合併特例法の法令にも明記されているものでございまして、合併した場合には当然に保障されるべきものというふうに考えております。

最後に三位一体の改革によります交付税の影響についてでございますが、国におきましては、引き続き歳出削減を図り、交付税の総額を抑制することといたしております。今後も厳しい状況が予想されるところでございますが、合併しない場合においても、そのことは同様ではなかろうかなというふうに考えておるところではあります。

いずれにいたしましても、合併しない場合に比べましたら収支改善が図られることは、これは間違いございませんので現在の行政サービスを維持していくことは、十分可能であろうというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、住民の負担について合併協議会をとりまとめております幹事の立場でお答えいたします。

まず、国民健康保険料の調整につきましては、昨年11月に開催された第11回協議

会におきまして、「新市の一体性の観点から賦課形態を保険料とし、制度の変革に伴い負担が増大する世帯に対しては、当分の間、経過措置として激変緩和策を講ずるよう調整を行う」ということが確認されました。

これは2市4町で違いのある保険料の算定方式を合併後直ちに一本化することにより、一部の被保険者に負担の増大をもたらすことも起こってまいりますので、一定の期間に限り財政措置による激変緩和策を講ずるものでございます。

財政措置につきましては、2市4町で1億円程度必要となる試算が出ておりますが、この財源につきましては、今後事務担当者を交え十分協議していくことになるかと考えております。

そして当分の間、協議会ではおおむね5年間となっておりますが、この期間が過ぎれば、当然、新市の国民健康保険料として本来あるべき姿に統一されることとなりますが、今後の医療費の動向や社会経済情勢の変化等とも関連してまいりますので、保険料がどのように推移するのか、現時点での試算はお示しできないのが実情でございます。

しかしながら、合併いたしますとこれまで2市4町が別々に行っておりました国保事業を1つにまとめて行いますので、いわゆるスケールメリットによる経費の節減や事務の効率化による事務費の削減等、当然出てまいります。

そこで、こうした合併効果も有効に活用しながら、急激な住民負担の増につながらないよう、新市において、健全な国民健康保険事業の運営に努めていくことが必要であろうと考えております。

次に、水道料金でございますが、水道料金の調整につきましては、現在継続協議となっております。御承知のように公営企業の財政運営は、必要な経費を原則としてすべて料金収入で賄わなければなりません。防府市を除く、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の1市3町では、恒常的に一般会計から基準外の繰り入れを余儀なくされております。

新市が誕生いたしますと、この基準外繰り入れを新市の一般会計から捻出することになりますが、こうした一部地域への基準外繰り入れは、全市から見れば、榎野川からの給水サービスを受けていない他市町民の皆様からも御負担をいただくことになるわけでございます。

次回の協議会では、経営の健全化計画等も示していただくことになっておりますので、この地方公営企業の趣旨にのっとり経営改善に努めていただくよう防府市として主張してまいりたいと考えております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） それでは、まず最初の県央部合併についての中で、特に30

万都市構想について再質問させていただきます。

市長は今、当初からずっとこれを主張してきたという経緯も述べられました。そして30万程度が最も効率がよい自治体なんだと、こういうことも言われました。しかし要はこの合併で問題になっているのは、壇上でも申しましたが、山口県には10万前後の都市が散在しておると。だから発展しないんだ、一言で言えばですね。言葉はもっと適切な表現かどうかわかりませんが、田舎町しかないから発展しないんだと。もっとそれより人口を多くして30万以上の都市にすれば都会から進んで若者も集まってくると。こういうところにこの30万都市構想のみそがあるというふうに思っています。

ですが、本当に若者が30万になったら集まってくるのかという点で言えばですね、大体その県央合併自体が面積をずっと広げて、そこにおける人口を30万にしたというやり方ですから、この新しくできた30万都市が、全体が都市化するという事は考えられません。これはもう臨時議会でも言ったように農村部をたくさん抱えているわけですから。

だからその中の一部、そこは確かに周辺から人が集まってくることは考えられます。それも他県からではなしにですよ、周辺からの、域内ないしは県内の周辺から人が集まって来ることは考えられる、一部中心地域だけは。そういうことがあるから、今、庁舎の位置をめぐってですね、そういうことがわかっているから庁舎の位置をめぐって激しい攻防が続いている。庁舎が来るところがやはり、その中心になるということは理の当然ですから。そこは、確かに都市化が一遍に進むだろうと思います。しかし、それ以外のところは、逆に過疎化が進むということになると思うんですね。

30万になったからといって、そう県が言っておるような夢のような都市化がどんどん進むというふうには私は決して思いませんが、その点で30万都市全体がよくなるということはないんだと、一部の特に極言すれば庁舎が来たところの地域が一定に今よりは都市化が進むんだというふうに私は思ってますが、この辺について、市長のお考えはいかがでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 一部の地域だけが繁栄するという事は、私は必ずしもそうは思っておりません。30万の人口を抱えた、それなりの都市に変貌を遂げることによって、それぞれの地域を最大限に活かしていける、今まで以上に活かしていけるダイナミックな政策を実現していくことも可能であると。そういう意味におきまして、それぞれの地域がその特性を活かしながら発展繁栄を目指していける。私は、そういうふうに考えております。

議長（中司 実君） 16番。

16番(木村 一彦君) 30万になれば、大きな発展があるが、ならなければ衰退が待っていると、こういうような議論は私はくみしないわけでありまして、それぞれが、それぞれの自治体の特色を出し、独自性を出して発展していくという方向にこそ、これからの自治体の進むべき道があるというふうに思っております。そのことを申し上げて、この議論は一応は切りたいと思います。

次に、財政見通しについてであります。いろいろ言われましたが、要するに人口がふえると予測しているのは、いろんな投資をやるからその効果があらわれて人口がふえるであろうというふうに言われているわけなんですけど、国勢調査の推計ではですね、これは全国的に全部そういう推計をしておるわけなんですけど、かなり減るだろうと、人口はですね。事実、防府市もここ近年減りぎみなわけでありまして。そういう投資に回すからふえるであろうという、あるいはありたいというような形で、この人口推計をかなり多目に見ているということ自体が私は納得いかないわけでありまして。それから、果たして見込んでいたお金が国から来るかどうかということに対して、「法令に明記されているから来なきゃいけないんだ」こうおっしゃいましたけれど、現実に今年度の新年度予算を見ましても、後で同僚議員からの質問があると思いますが、補助金はカットされる、それから交付税の算定がですね、非常に抑制されておる。聞きますと要するに基準財政需要額、防府市に必要なとされている行政水準、行政サービスを行うための必要最低限のこの経費がですね、勝手にと言ったら言い方が悪いですがね、国の方の試算では、非常に縮限されているということで、思ったよりは交付税が来ないんじゃないかならうか、こういうふうなことが今現実に起こっているわけですね。

ですから、そういう意味では、我々が希望的観測も含めて、いろいろ入るであろう金を計算しておりますけれど、実際にその時になってみるとですね、あれあれと、こんなに少ないはずはないんじゃないかというような事態が起こってくる可能性が大いにあります。現実に、壇上でも言いましたが、昭和の大合併ではそれがかなりあったんですね。

ですから、その辺でこのシミュレーションの大前提がですね、シミュレーションをやること自体私は意義があると思うし、やらなきゃいけないと思うんですけど、その大前提がガラガラと崩されてしまっただけで、どうしようもないということをおもうんです。

人員削減にしても、250人は無理な削減ではないと、類似団体から類推すればですね、無理な削減ではないと言われます。確かに類似団体のうちこの参考にされている対象はですね、中核市になっていない市が参考にされているわけですね、対象にされている。中核市になった場合は、どうなのかというのは出ておりません。

こういうふうに人口の問題、それから人員削減の問題、それから国からくる金の問題。

こういうシミュレーションの前提となっているもの自体がですね、非常に私に言わせれば、あやふやな面を多く含んでいるということで、必ずしもこれを金科玉条のようにですね、シミュレーションを金科玉条のように考えることはですね、正しくないんじゃないかというふうに思います。

そこで部長に再度質問いたしますが、1つはですね、250人の削減というのは中核市と比較してはいないという点でどうなのか。中核市と比較した場合にはどうなるだろうかということをお答え願いたい。

もう一つは、さっきから私、言ってますように、こちらが推定して、入るであろうと推計しているお金が実際に入らない場合もあるんじゃないかと私、指摘しているわけなんですけど、その辺については実際どうなのか。その2点についてちょっとお答え願いたいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） ただいまの2点でございますが、職員数につきましては、これは先ほども答弁でお答え申し上げましたように、中核市ということについては、これは想定をいたしておりませんので、中核市でないところとの比較をしておるところでございます。したがって、その辺の推計については、現在、持ち合わせておらないということです。

ただ、250人という数字につきましては、現在、類似の団体と比較したものでございまして、この中には現在、一部事務組合になっておりますごみ関係、または教育職等々入っておるところでございます。そこで250人という数字を出したわけございまして、例えば一部事務組合の中部環境でございますが、これ61人というものが入りますと、これは差し引きをいたしますので、今の定数とですね、それと類似団体との比較で差し引きをいたしますから311人というふうなことになるのかなというふうに思っております。

それから、この10年間のうちで、この3分の1だけを削減いたしまして、それから3分の2については補充するというところでございますので、他市の例等々から見ましても、とても無理なものではないというふうに思っているところでございます。

それから2点目の推計した金が入ってこないというふうな、これ交付税じゃないかと思っておるんですが、以前昭和29年あたりのことを申されておられましたが、これは交付税制度が当時非常に変遷をいたしておりましたので、その影響もあろうかなというふうに思っておりますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように合併特例法の中で明らかにこれが明記をされておりますので、そう申し上げるほかはないというふうに思っております。

また、削減につきましては、これも先ほども申し上げましたように合併をしない場合も合併をしても、これは算定替えというものがありますから、全く同じように削減をされるということでございますから、特にその点が影響があるということはないというふうに思っておるところでございます。以上であります。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） まず、250人の削減問題に絡んで、中核市は想定していないということでもあります。確かに前のシミュレーションもそれから改定版も中核市に移行することは想定していないシミュレーションになっております。しかし、これも法定協ではいろいろ議論があったところでありまして、松浦市長なんかこの点についてはかなり意見を言われておりましたが、しかし、いずれにしろ今、公式に出ている新市のまちづくり計画素案というやつにはですね、中核市になることを想定しておるんですね。これは素案の3ページに、県央中核都市の必要性というところで、「また合併して人口が30万人を超えれば中核都市になることも可能であり、そうなる幅広い分野の事務、権限が県から移譲され、行政サービスの効率化やきめ細かなサービスの提供、特異なまちづくりなどができるようになります云々」と書いてあります。

その次のページにも合併の効果というところの6番目にですね、中核市への移行による行政能力の向上、中核市になったら行政能力が向上するんだということが合併の効果として挙げられております。ですから当然これは中核市になるであろうということを想定した財政見通しでないと、私は科学的ではないというか説得力がないというふうにも思います。

それから、これから国がどういう財政方針で臨んでくるかわからないが、部長が言われたように合併した場合もしない場合も同じ影響が及んでくるということは部長も言われました。私も壇上で、これは逆の立場から言いましたけど、いずれにしろですね、合併したから国のそういう、これから国が地方に対して厳しい対応をしてくるということに対してのお墨付きといいますか、免罪といいますか、そういうものにはならない。合併してもやっぱり厳しくやられてくればその影響は当然受けてくるということは理の当然でありまして、そのことをちょっと指摘して、この問題については、終わりたいと思います。

次の住民負担についてですが、今、総務部長のお答えでは、国保料は当面5年間は値上がりする被保険者に対して激変緩和で値上がりしないように5年間補助する。だから言いかえれば今の国保料は、そのまま5年間各市町で変わらないと、こういう調定がされておるわけですね。5年たったらどうなるかという質問をしたわけですけど、それについてはいろんな状況が変わるので何とも言えない、わからないということでありました。

しかし、確かに正確なシミュレーションというのはできないかもしれませんが、現在でもですね、法定協で出された各市町の国保料の資料を見ますと相当の開きがありますね、防府市はかなりいい方ですけど。それにしてもですね、まだ小郡町その他の方がグッと安い。これいろんな要因がありますから、一概には言えませんが、これを一緒くたにしますと、全体には相当値上がりするであろうというシミュレーションが法定協の資料でもされておりまして。一緒くたにすると、合併するんですね。

だから私は5年後にはですね、この国保料というのは今のままで5年たって新市が何らかの手を打たないから国保を一体化しただけだったら、相当値上がりするということは資料から見ても明らかだと思います。

ですからその時に新市がどういう手を打つかということは別問題ですが、上がることはあり得るということを目指しておきたいと思います。

それから水道料については、これは詳しくは言いませんけれども、部長の御答弁でも気持ちは伝わってきますが、今のようですね、防府市は水道は御承知のように水道会計は非常に健全にやってるわけですね。しかし他の市町は、かなり一般会計から繰り入をやってる。山口市もさらにそれに追い打ちをかけるような措置を今回やられたというようなことで、これが合体すれば、相当水道料金が上がってくるのではなからうかというのは、私は今の御答弁を聞いても思います。これについても、これで置いておきたいと思います。

それから4番目の住民意見の反映については、市長から御答弁ありました。一定の、すべての調整項目が調整された時点で市民に説明していくということで、具体的には言われませんでしたけれど、1人でも多くの参加を望みたいということでありました。先ほど壇上でも言いましたように、質問の時間や意見の時間がなかったということでもありますから今度はぜひですね、それらを多く保障するように、また場所も回数ももっと増やしてたくさん参加できるように、やられる方は大変でしょうがぜひお願いしたいということをお願いしておいて、1番の県央部合併について終わりたいと思います。

それでは、市長の施政方針についてお尋ねします。1点目の一部分庁方式、これはもう、こんなことはあり得ないと、この点では一步も譲れないという市長の明確な御答弁がありましたので、ぜひその姿勢を堅持していただきたい。確かに市長が言われるように、もし分庁などということになると、住民はあっちに行ったり、こっちに行ったり大変な不便をしなければならぬわけですね、いろんな場合。それから行政の立場から見ても非常に非効率ということで、こんなことを認めたら、合併は効率を求めるために合併するんだという、そもそもの目的から、反するようなことになると思うんで、これはぜひ市長の言われた姿勢を堅持してもらいたいというふうに思います。

それから2番目の当分の間の問題です。10年程度以上を予測して、そのこともちゃんと相手に言ってですね、提案されたということでした。これは、私はそういうつもりだよということを言われて提案したというのは今初めて聞きましたので、相手もわかった上でこれを拒否したということだと思います。

私はこの問題をなぜ取り上げたかという、以前の議会でも申しましたけれども、例えば北九州市の例がありますね。北九州市が合併しました。北九州の5市が合併して北九州市ができたわけですけど、最初の10年間は本庁が戸幡にあったんですね。それからあと10年間、小倉に移りまして、現在になっておるといことなんです。物の本によりますと、やはり戸幡は小倉に本庁が移ってからは、非常に寂れたといことは言われております。そういうことになっては大変だと。

ですから、この問題でもですね、交渉の場ですから、そして防府は何か譲れる物はないんかと言われて、そういうことを出されたといことは理解できますけれど、防府市民としては、時間を区切ってまたよそに行くとか、あるいは行かないまでもまたその時点でね、その庁舎問題が再燃してくるといようなことはですね、決して望まないわけでありまして。特に山口市の合志市長の提案は5年はまず防府に、あとの5年は小郡にといんですが、10年たったら山口市も本庁所在地として名乗りを上げるよと、こういう提案のようでありますから、そういうことも考え合わせてみますと、10年後にまた再燃、ガチャガチャなっただけはかなわないといことではですね、市長の施政方針、そのまま受け止めて、断固防府に本庁といことを貫くといふう理解しておきたいと思っておりますが、この辺についてももし市長何かありましたらお答え願います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先般の協議の場でも皆様方に私は説明したつもりでいたわけでございますけども、この庁舎の位置につきましては、総合支所とすると、これは住民の利便性を考えてのことでございます。そして、本庁については既存の庁舎を活用するといことが合意されているわけでありまして、議員御指摘のとおり、その本庁をさらに分割するとい形は、行政の非効率を招くと同時に、住民の皆様方にとっては利便性を著しく害すといことに相成ることではないかと、このように思っているところでございます。

それから、これから先のことにつきましては、私はいつも申し上げていることですが、総合支所そのものが果たしていつまでも続くものではないだろうと私は想定いたします。私が生きておるやらどうやらわかりませんが、総合支所のあり方、ありようについても議論する局面がいずれの時代かには必ず来る時が来る。

そのころになれば、したがって本庁といものについても、また当然議論をされる時

期が来るに違いない。私はそういうふうを考えておるわけでありまして、そうした時には、まちづくりの計画性とか、あるいは住民の利便性とか、いろんなことを考えながら、そこら辺の答えがまた出てくるのではなかろうか。私は、そのように考えているところでありまして、現時点におきましては、防府市こそ本庁の位置としてふさわしいのであるということをお主張しておりますし、今後も一貫して主張してまいりたいと、そのように考えております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村一彦君） わかりました。本庁の所在地については、今、市長が言われたように今後、遠い将来にわたってどうなるか、これは誰もわからんわけでありまして、それはその時の市民や行政が判断すればいいことだと思いますが、当面、今、焦点となっている、この本庁機能の所在をどこにするかという問題ではですね、スッパリ明瞭に、いろいろ留保条件をつけずに、施政方針演説で言われたように、庁舎は、本庁機能は防府だということ姿勢を一貫して、簡単明瞭に貫かれるようお願いしたいと思いますが、もう一度その点について市長、お願いします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 何度も申し上げておりますが、この協議は相手様のあることでございます。そうした中において、防府市の主張はきちっと主張してまいりましたし、これからもまいる所存でございます。

議長（中司 実君） 以上で16番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、11番、安藤議員。

〔11番 安藤 二郎君 登壇〕

11番（安藤 二郎君） おはようございます。政友会の安藤でございます。それでは通告に従いまして、山口県で開催されます第66回国民体育大会について、それから合併について、2点について質問をさせていただきます。

最初に国民体育大会についてです。私はこれまで国民文化祭、国民体育大会、こういった国が主催するイベントは、これを契機としてといいますか、これらを道具として、地域振興の手がかりをとという願いが込められていると主張してまいりました。ですから、主催する各県では、これらを機会ととらえ、あらゆる手法を用いて、ハード、ソフト両面から全国に発信すべきプログラムを必死になって考えております。小野小学校が、素晴らしい木造校舎として脚光を浴びております。恐らく、見学者が絶えることはないでしょう。これを計画された松浦市長の英断には、心より敬意をあらわすものであります。

さて、しかし、このような小野小学校を正面にして、防府から木の文化を発信しよう
と何度私は語りかけたでありませんか。振り向いてはいただけませんでした。山頭火と
なっていました。山頭火で一体防府の何を発信しようとするのでしょうか。全く理解
できないであります。

さて、7年後の2011年開催の国民体育大会をこのように惨めな結果に終わらせて
はなりません。防府市民挙げて、このイベントに取り組みなくてはならないと思うのです。
そこで質問です。第1点、防府で行われる開催種目についてですが、この開催種目の決定
経緯について説明をお願いいたします。

2番、会場他の諸準備についてということですが、開催種目と会場、既設の会場あるい
はまた新設会場とあると思いますが、そこらあたりの関係はどうなっているのか。また、
運営経費は総経費として幾らかかり、防府がどの程度負担しなければならないのかという
ことです。

第3点、おもてなしについてということですが、この国民体育大会に入ってくる人数、
すなわち競技者、役員、応援者含めて、そういう人たちがどの程度入ってくるのであろう
かということと、それに伴いまして当然宿泊施設が伴ってまいります、そのあたりはど
う考えておられるか。恐らくホームステイなどという手法もとられるのではないかという
ふうに思われますが、そのあたりをお尋ねいたします。

4番目、もたらされる経済効果についてということですが、この国民体育大会を防府市
において開催するにあたり、どの程度の経済効果が見込まれるかについてお尋ねいたしま
す。

最後に国体準備委員会の設置についてということですが、先ほども申しましたが、ホー
ムステイとか安全対策、いろいろ多くの準備事項があると思いますが、それらについて庁
内に国体の準備委員会あるいは準備室のようなものを設置される予定があるかどうか、そ
のあたりをお尋ねしたいと思います。

これで体育大会については終わりました、次は合併についてであります。

法定合併協の協議も丸1年を経過して、2市4町で調整すべき事項については一部懸
念すべきことが残されてはおりますが、多くの項目について順調に推移しているものと推
察されます。委員の方々の御心労に対し、心より敬意を表したいと思います。

さて、質問に入る前に一言申し上げたいと思います。こうした合併といった地方自治
にとって極めて重要な課題に対して、私たち議会人を含めて、為政者たる者、決してやっ
てはならないことはあると思います。それは何か。それは偏った情報を開示する、いわゆ
る情報操作によって人々を先導してしまうこと。さらに最も恥ずべきは、大衆迎合に陥る

ことです。何が何でも、このことだけはやってはならないと思います。ささいなこととは申せませんが、十分な議論をすることもなく、大見出しだけをマスメディアに乗せてしまうことごときは、とても容認できるものではありません。

私は、地区の方々に対して避けて通ることのできないこと、合併の有用性について本当に丁寧に、ことしに入ってからでも10回にわたって説明会を開いてまいりました。多くの方々から本当によくわかりましたと御理解をいただいております。我々議会人を含めて、為政者たる者がこうした時期に合併は是か非かといったことを軽々に口にすべきことではないと思うのであります。

さて、それでは質問に入ります。主として住民説明会のあり方、そして新しいまちづくりについて質問をいたします。住民は、自治体行政のオーナーであり、自分たちでできないことを行政という組織に信託してやらせている立場でございます。納得のいく説明をしなくてはなりません。

まず第1点、合併までのスケジュールについて。これまでの協議会、小委員会の状況を踏まえて、これから先、合併までの全般スケジュールについてお尋ねをいたします。

第2点、住民への説明会の時期・期間・方法についてです。住民への説明会の時期・期間・方法についてお尋ねをいたします。参考までに一昨年行われました合併に関する地区説明会における動員数についてもお尋ねをいたします。今回の場合は、昨年、一昨年の場合と異なり、動員数もかなりの変動があると予想され、それらの手法は変更する必要があるのではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

第3点、説明会での内容についてです。私は、住民への説明について次の2つの疑問についてわかりやすく丁寧に説明しなくてはならないと思います。すなわち一つは、合併によって住民の生活はどう変わるのか。もう一つは合併によってまちの姿は、どう変わるのか。この2点の疑問を解かなければならないと思います。最初の住民の生活は、どう変わるのかにつきましては、これまで多くの調整項目を通して、一部なお懸念すべき事項があるにしても十分な説明ができると思われれます。その調整すべきすべての情報は、役所の中にありますから容易に説明は可能だと思います。

ところで一方、後者、まちの姿は、どう変わるのかという疑問に対して、どのような説明をされるのかお尋ねをいたします。といたしますのは、合併という施策は例えるならば、水素と酸素を化学反応させると水ができます。これは皆様よく御存じのことでございます。このように合併によって全く異質のまちをつくることをやろうということなのです。水素がやたら多くても反応しませんし、酸素が多くてもできません。ですから防府のためになるのかと、山口のためになるのか等と巷間盛んに言われておりますけれども、こんなこと

は全くナンセンスな問題なのでありまして、大事なことは、適切な反応をさせて水をつくること、すなわち異質なまちをつくり上げることなのです。水素と酸素を並べておいただけでは水はできませんし、同じように6つのまちの計画を貼り付けても新しいまちの姿は見えないのです。水の姿が見えれば、次はその水質はどうか、そこまで迫ることはできません。さて現状、水が見えておりますでしょうか。お尋ねをいたします。

第4点、新しいまちづくりのための専従プロジェクトチームの立ち上げについてでございます。今、申し上げましたとおり、合併は異質なまちをつくり上げるための一つの手段です。そのため最近では、まちづくりと言っても、その手法は大きく変貌を来しております。どのように変貌しておるのか、少しばかり考えて見ましょう。

まず第1点、「モデル型まちづくり」というまちづくりは効力を失い、それにかわって「地域資源型まちづくり」というまちづくりが主役となってまいりました。すなわち「モデル型まちづくり」が効力を失ったということは、一定程度生活基盤が整備されますと、一つの地域の事例が他の地域の成功に結びつかないということなのです。

例えば、中心市街地活性化対策も例外ではなく、同様な兆しが見えております。防府駅北開発は、モデル型まちづくりの全国でもまれにみる最後の例であり、ひょっとすると前世紀の遺物となるかもしれないくらい時代は変化しております。

では、「地域資源型まちづくり」とは、どんなまちづくりなのでしょう。それは、私たちがこの地域で暮らしていけるのはなぜなのかということ进行分析することから始まり、どんな資源が眠っていて、どこまでそれを活用できるのか。どんな資源が足りなくてどこからどんな資源を入れなくてはならないのかということを考えるまちづくりです。この県央には、豊かな水をたたえた川があります。膨大な森林資源があります。先人が築いた干拓をはじめとする広大な平野があります。長大な海岸線があります。それに加えて豊富な人材があります。高齢者という人材もあります。あり余るほどの豊富な資源が眠っているではありませんか。こうした資源を掘りおこし活用することこそが「地域資源型まちづくり」であり、新しいまちづくりの形なのです。箱ものをつくったり、道路の整備をすることが新しいまちづくりではないのです。

このまちをどうするのかというモデルは、この地域にしかなく、ほかのどこにも存在しないのです。このことは、「モデル型まちづくり」の終えんということ。先ほど同僚議員の質問に対して、松浦市長も申しておりますし、16年度施政方針の中でも合併によって潜在する都市の個性や魅力、そして地域の活力を引き出すことと述べておられます。

第2点、バランス型のまちづくりも効力を失いました。これまで均衡ある国土の発展という目線に向かって進んでまいりました。しかし、もはやそういう時代ではなく、その地

域にとって必然性のあるまちづくりを目指さなければならないのです。それには、バランス型にかわって身の丈に合ったまちづくり、「特化型まちづくり」でなくてはなりません。「特化型」というのは「すずと、小鳥と、それからわたし、みんなちがって、みんないい」金子みすずの世界であり、SMAPが歌う「世界で1つだけの花」が大ヒットしております。この世界です。そもそもが分権型社会というのは、そのような価値観、自分のことは自分ですという自己決定権を前提としているのであります。松浦市長の施政方針の中でも、個性や独自性のない地域や、物や情報が通り過ぎ、時代からとり残されますと述べておられます。

第3点に、計画型まちづくりの行き詰まりです。一定期間の幅をとって計画するという手法は、人口がどの程度ふえ、GDPがどの程度ふえるかという高度成長期の遺産であって、ゼロ成長、少子高齢化社会にとっては適用できなくなった手法です。そうではなくて、新しい型、「メルクマール型まちづくり」に転換しなくてはなりません。「メルクマール型」というのは、政策形成のプロセスや基準、指標を策定しておく手法です。

さて、このようにちょっと考えただけでも、もはやこれまでのまちづくりの手法は、失われてしまったといっても過言ではなく、新しい価値観のもと、その地域の資源の活用による個性的なまちづくりのための手法を採用しなくてはなりません。新市の事務所のあるところは、非常に発展するなどといったことは何ら裏付けのない話であります。しっかりした理論形成をしなくてはなりません。生半可な作業ではとてもできるものではないのです。地域のことを熟知している人たちの知恵、あるいは新しいまちづくりへの新しい価値観を持った人たちの知恵などたくさんの人たちの知恵を結集して、今こそ新たなパラダイムを構築しなくてはならない時なのです。それなくして、とても新しいまちの姿は見えてまいりません。

そこでお尋ねいたします。新しいまちづくりのために専従プロジェクトチームを立ち上げてはいかがかと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（中司 実君） 11番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、県央の合併協議に関する御質問にお答えいたします。まず合併までのスケジュールについてでございますが、合併協議も去る2月26日に開催された協議会で14回を数え、平成15年度事業といたしましては、3月25日の第15回協議会を残すのみとなっております。今後合併協議が順調に進み、合併協定項目すべてについて確認がなされた時点で住民説明会やアンケート調査を実施し、その後合併協定書

の調印を行い、2市4町の各議会で議決していただくこととなります。そして、県、国への届出とともに新市誕生に向けての事務事業の調整を行い、現時点では平成17年3月31日までの合併を目標とするスケジュールとなっておりますが、今後の合併協議の進捗によっては若干の予定の変更があらうかと考えております。

次に2点目の住民説明会の時期、期間、方法等についてのお尋ねですが、先ほど申し上げましたように合併協議が順調に進み合併協定項目すべてについて確認がされた場合には、市民の皆様に対して情報提供や説明会及びアンケートを実施したいと考えております。今回の場合は、法定協事務局からも新市建設計画についての説明会も予定されており、会場や時期、方法等につきましては今後具体的に検討してまいりたいと存じます。ちなみに平成14年度の市政懇談会は、平成14年の7月13日から8月23日まで、約1ヵ月半かけて市内15地域で開催いたしまして、全体で1,038名の市民に参加していただきました。

3点目は、説明会での内容についてですが、ここでは42の全協定項目、内訳で言えば約320の事業について調整が行われておりますので、この概要について御説明するとともに、まちの姿、いわゆる新市のまちづくり計画についてお示しすることになるかと存じます。お尋ねのまちの姿につきましては、新市の将来都市像を「多彩な夢をともに創る 世界に伸びゆく新県都」とし、全市域を山口市を核とする「うるおいと価値創造エリア」、防府市を核とする「憩いと活力創造エリア」、小郡町を核とする「にぎわいと交流創造エリア」、徳地町を中心とする「自然と人の共生創造エリア」の4つのエリアに分け、「快適、共生、自立」を基本理念に、地域それぞれの特性を生かしたまちづくりを進めることとなっております。

4点目の「新しいまちづくり」のための専従プロジェクトチームの立ち上げについてですが、現在、新市建設計画検討小委員会で検討されております新市まちづくり計画は、合併協定項目の1つであることから、合併の調印までには策定が求められるものでございます。議員御提案のプロジェクトチームの立ち上げにつきましては、これは合併後のことですが当然想定されることだと考えております。残余の御質問につきましては、教育長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 最初に合併までのスケジュールについてということですが、今、市長が説明された中に、時間軸が出てなかったので、時間軸をそれに加えていただきたい。すなわち住民説明会は大体いつ頃されるのか、その辺のところをお尋ねしたいのと、もう一つは、実は先日、山口においてトップセミナーがありました。そのときに総務省の

高官の話がありまして、今、合併は西高東低に推移しておる。西部はかなり進行しておるが、東部においてはあまり進行してない。その進行対策として、17年の3月までに議決をすれば1年間合併の期限を延ばしてもいいような話がございます。この件について、その可能性についてと、そうなったらこのスケジュールはどうなるのか、そのあたりをよろしく願います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず時間軸と申しますか、タイム的な意味での時間軸をおっしゃっておられるのかと思いますけれども、協定項目すべての確認が終わった段階で住民説明会に入るということでございます。そして、詳しく御説明をさせていただいて議決をいただく。その確定された時点が、仮にこの3月31日までにすべてが確認されたということになりますれば、直ちに住民説明会の準備に入るようになろうかと思えます。準備期間1ヵ月かそこらはかかろうかと思えます。それがもし6月にすべての協議が終えられれば、1ヵ月間ぐらい時間をおいて8月ぐらいからというふうな形の時間軸になっていくんではないかと、このように考えております。

それから、今の通常国会に上程されております合併特例法の延長の問題でございますが、審議の状況あるいは結果を見ないと、どうとも申し上げることは難しいわけでございますけれども、今、議員が御指摘になられたような状況で、国会において議論されるやに承っているところでありまして、そうした状況になればその期限内の目標、しかもなるべく早い状況の中で合併を成立させていきたいと、そのように考えているところでございますが、いずれにいたしましても、今、協議をしております事柄、あるいはまだ決められていない事柄、そしてまたいろいろほかの作業等々から考えていきますと、17年3月ということしていくことは大変厳しい状況であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 次の住民説明会の時期、方法についてですが、時期はともかくとして方法ですけれども、説明会用の小冊子あるいはパンフレット、そういったものを作成される予定があるかどうかということと、それから一昨年行われた集会在1,000人そこそこのことになると、防府の人口の何%に当たるかはすぐ計算できますが、その10倍ないし100倍ぐらいの人間を集めないと次の説明会は無理だと思いますが、何かいい方法があるかどうか、考えておられるかどうかお尋ねいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 当然パンフレット、説明の書類はお配りをいたすようになろう

と、そのように思います。

それから1,000人の人数について、もしこれが100倍ということになれば市民全部になりますから、大変なことになるわけですが、法定協の方からも事務局が参りまして、多分それは公会堂のような大集会場で行うようになるかと思えますけども、そのような説明会。あるいはまた私どもがいろいろな団体に呼びかけながら説明会をしていくということも先ほども申し上げたとおりでございます、市民の関心も極めて高いところから、当然前回よりはかなり多くの市民がその説明会に御出席いただけるものと確信をいたしておりますが、いろいろな方法をさらに模索してまいりたいと、そのように思っております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） わかりました、どうも。それでは、新しい手法をですね、いろいろ考えていただきたい。要望をしておきます。

それから、まちの姿はどうなるかという話で質問しましたけれども、これは市長さんは新市まちづくり計画の素案を読まれましたに過ぎないわけで、御自分もおっしゃっており、潜在する都市の個性や魅力を、あるいはまた地域の活力を引き出すことだというふうに言っておられる割には、言われているまちの姿が全くそういう姿ではないということ、私は指摘しておるわけですから、その点についていかがかという質問でございますので、もう一度ひとつよろしく願います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員、壇上からの御質問で、水にたとえていろいろ御説明、御質問、展開されたわけでございまして、私も果たして私の答弁で水の姿が見えたでしょうかと、こう問うてみたくなるぐらいの感じで答弁をしたわけでございまして、水の姿、そしてまたその水質までは到底見えていないよとおっしゃるお気持ちは、よく理解できるところでございまして、現時点、合併協議を進めております私どもにとりましては、そういう非常に漠然とした状況をまずは描き、それが概念としてお互いの共通認識となり、そしてその中から市民、住民の方々のいろいろな議論が沸き起こってくることを期待しているところでございまして、まさに今議員がおっしゃいましたような観点からのいろいろな御意見やお気づきなどをお寄せいただく中から、そのようなものがしっかりとまた確定されていき、水の質にまでなっていくのではないかと、そんなふうに思っておりますので、申し上げました内容に魂を入れていただくように、よろしく願い申し上げます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 意気込みはわかりましたけれども、住民説明会は遅くとも8月ぐらいまでにやるんだということであるならば、そのような水の姿は恐らく見えないままであろうというふうに予測はできます。

ところで4番目に移りますが、新しいまちづくりのあり方について、一つ提案というか質問ですけども、実は住民サービスを低下させないということで総合支所方式をとられました。総合支所方式をとるということは、行政改革上非常に問題がある点でありまして、これは何で補うかというですね、実は補うものがありましてですね、これは、ITによって補ってもらいましょうやという話なわけです。コンピュータシステムと申しますと、常に合併において統合システムの話ばかりをされますけど、実はそうじゃなくてITを活用することは、総合支所においてITをいかに活用するか、これが行革の中心になってくるのではないかと思うわけです。

それで、実は先ほどの施政方針の中で市長は、地域情報化の推進あるいは広報広聴活動の中で、ホームページの充実活用ということに触れられております。しかし、ホームページというのは、情報伝達の一つ的手段に過ぎないのであって、これは第2次的手段であるということでございます。ITを活用するとはどういうことかと申しますと、もちろんホームページの活用も大事なんですけども、ITというのはむしろ、「ITの力を活用してコンピュータがどっちを向いているかわからない人たちにも、ひとしく情報を提供できるシステムをつくり上げること」これをITの力によってやってほしいということがコンピュータシステムをいかに活用するかということにかかるわけでございます。この点の視点がちょっと欠けているのではないか。その辺について計画がもしあるならば御返答お願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 合併における総合支所の充実ということですが、さきの本会議ではホスト等も申し上げましたが総合支所の充実ということでございます。合併協議においては、やはりホストと端末といったものについては、きちんとそのシステムは確立していかなくてはいけないというふうに思っております。議員さん御指摘のようにその中であって、いわゆるIT化ということについては、当然これからシステム統合が終わった段階で支所の端末機の利用形態について、その中身について充分協議をしていきたいというふうに思っておりますし、その中でIT化についてきちんと計画等を打ち出していききたいというふうに思います。いずれにしましても、まずは端末機の統一化と現在の市町で行っているサービスの低下は来さないというのがまず第1にまいりまして、その上の付加価値については、できるものからというふうに考えております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 具体的な話はないようですので、一つの具体的な例を差し上げますので検討していただきたいと思います。2市4町が合併をしまして議員の数は130人になる。議会はどこでやるかという話が上がってまいりました。私は簡単なことだ、テレビ議会をなさいと申し上げました。「そんな金があるか」とある人は言いました。しかし、極めて安い値段でそんなことはできるはずでございます。テレビ議会に容易にできる、それはどういうことかという、一つの支所機能を高めるための先鞭としてその装置を1回つくってみたらいいと思う。いかに支所が大事であるかということがそのシステムをつくることによってわかってまいります。例えばそういうふうなことを例にしながら、ぜひ支所機能を高めるためのコンピュータシステムの改善を図ってほしいというふうに希望いたします。以上で終わります。

議長（中司 実君） 以上で2の合併についてを終わります。次に1の第66回国民体育大会についての答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 国民体育大会について5つの御質問をいただきましたが、始めに防府市で行われます競技種目とその決定方法についてお答えいたします。

県国体準備委員会から防府市の開催希望競技種目の報告を求められました。防府市教育委員会では、平成14年3月、防府市体育協会臨時理事会を開催し、競技団体の開催希望を聴取した結果、バレーボール、陸上競技、バスケットボール、軟式野球、自転車、サッカー、馬術、銃剣道、テニス、クレー射撃そして水泳の11競技団体から意思表示がありました。

防府市教育委員会では、県作成の会場地市町村選定基本方針を参考に、防府市独自の5段階の評価基準を作成し、庁内関係者による優先順位付けを行いました。その結果1位にバレーボール、2位陸上競技、同率3位にバスケットボール、軟式野球、自転車となり、計5種目を優先競技種目とし、さらに馬術、サッカー、クレー射撃、銃剣道、テニス、水泳の6競技種目を加え、県国体準備委員会に希望競技種目として提出いたしました。

防府市からの希望競技種目を受けて県国体準備委員会は、国体開催方針や会場地市町村選定基本方針をもとに、まず平成15年2月の第1次選定において、自転車トラック競技を防府競輪場で開催することを内定しました。

また同委員会は本年2月の第2次選定において、バレーボール少年女子は防府高等学校及び誠英高等学校体育館で、バスケットボール少年女子は防府スポーツセンター、多々良学園高等学校及び防府西高等学校体育館で、軟式野球青年は防府スポーツセンター野球

場でそれぞれ開催することを内定しました。

2番目に会場地や他の諸準備についてお答えいたします。開催会場の競技施設につきましては、可能な限り現有施設を使用することが前提となっております。しかしながら、防府スポーツセンター体育館は、築後30年を経過していることもあり、体育協会等からは国体開催にふさわしい多目的に利用できる新体育館の新設の要望も出されております。

さらに運営経費につきましては、3分の2を県が、残りの3分の1を開催地が負担することになっております。過去の開催県の例により試算いたしますと、防府市引き受け種目の全体運営経費は、約1億6,000万円と想定され、そのうち3分の1の約5,300万円が防府市の負担と予想されます。

3番目におもてなしについてお答えいたします。既に内定しております4競技種目の開催により、防府市にお迎えし、宿泊が予想される選手、監督、役員及び応援者につきましては、選手、監督は約2,000名、競技役員約500名、大会関係者や応援者2,000名程度が見込まれます。

さらに防府市の宿泊施設につきましては、現在1,500人程度が宿泊可能との認識をしておりますが、開催時に不足する宿泊施設につきましては、過去の開催県で実施されました民宿や公民館に宿泊する方法についても、今後関係機関と協議を進めたいと存じます。

4番目に、もたらされる経済効果でございますが、国体開催期間中に防府市の会場を訪れる選手、役員、関係者及び観客の総数は、約3万人程度を見込んでいます。仮想ではありますが、防府市に1泊8,000円程度で宿泊される選手、監督、競技役員、関係者の方々が4,500人おられますと、3,700万円となり、2日あるいは3日滞在されますと1億数千万円になるなど、宿泊においてもかなりの経済効果が見込まれると予測されます。

最後に国体準備委員会の設置につきましては、県国体準備委員会から市国体準備委員会をおおむね国体開催6年前の平成17年度までに設置するよう指導を受けております。

なお県国体準備委員会は、開催会場が決まっていない水泳、馬術、ホッケー、山岳、クレー射撃、ライフル射撃の6競技について、県の適地選定部会において検討を行い、16年度中に決定する予定となっております。以上でございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 開催種目の決定の過程で防府市に何を引き受けるかという話で5段階評価をされているというふうに言われましたけれども、どのような評価方法でしょうか、お尋ねいたします。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。防府市では、県の依頼を受ける前に先取りする格好でもって、種目の選定の基準を設けました。柱を5本立てておりますけれども、1つは競技団体から要請のある種目であること。2つ目が、競技施設は可能な限り現有施設を活用するということ。3つ目が、競技施設を整備拡充し、もしくは新設する場合は大会後においても市民に広く活用できること。4つ目は、市民に広く受け入れられ同意が得られやすい種目であること。最後に競技実績のある種目であるというこの5本の柱を立てまして、項目的には競技団体という項目、それから施設という項目、そして市民ニーズという項目、そして競技実績という項目でそれぞれ中を5項目の選択肢をつけまして、1から5の段階まで点数の差をつけて評価したものでございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） ありがとうございます。会場等の諸準備についてですけれども、先ほど新しい多目的な体育館を建設する要望を出しておるといふうな話でしたが、市としては、これはどういうふうに対応されるのか、市長の御意見をお伺いいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 現在の体育館が30年経過しておるといふこと、そして市民のニーズが体育館に対して大変強いものがあるといふこと、よく承知をしているところでございまして、極めて厳しい財政状況でございますが、私どもといたしましては、何とか国体の開催時までには体育館というものが建設できるといいなあという思いを強く抱いて、他の施設あるいはほかの市民の御要望との整合性あるいは優位性等々を慎重に協議をしているさなかでございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） ぜひとも実現に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、宿泊施設についてですけれども、1,500人程度ということですが、ホームスティの予定はないのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 先ほど壇上から申しましたが、まあ民宿という言葉に当てはまるかはどうかわかりませんが、これとの絡みの中でホームスティということも視野に入れながらの検討をさせていただきたいと思っております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） それから、まだ開催地の決まっていない種目が6種目あるということですが、その中で特に防府としてはこういうものを希望したいというふうなことが今、念頭にあるかどうか、お尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 先ほどから、壇上で申し上げましたが11競技団体の御意思を拝聴しておるわけでございまして、もし防府市の方ということになれば、当然のことながらその団体の方ともまた御相談を申し上げた上です、決定させていただきたいと思っております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） それは16年度中に決定ですから、既にどういうことを希望したいということは考えて、いつ頃そういうことをされるのでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 先ほど教育長の答弁にありましたように、2次選定までは済んでおりました、残りの6競技につきましては、16年度中に決定するというふうに県の国体準備委員会からは回答を得ております。それといま一つは、先ほど答弁がありましたように、もう今いただいております種目で防府市での宿泊、そういったものはもう満杯になるということございまして、その辺も今からの問題になるかというふうに思います。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 実は、私の友人で実際に国体に参加した人たちの話、それから応援に行った人たちの話で、そのいずれの方もホームステイをされた方なんですけれども、その方の話を聞きまして少しだけ質問といたしますが、要望をしておきたいと思うんです。これは、第66回国民体育大会開催方針の実施目標の6項にですね、「全国の友を温かく迎え、新たな交流親善の輪を広げるとともに、本県の美しい自然、多彩な歴史、文化や元気あふれる姿を全国に紹介する」という項が入っております。これに対応するためにどういうふうな計画をお持ちか、何かございましたら、ということですが、恐らくないでしょうから、こちらから提案いたしますが、その友達から情報を得たんですけども、必ずその土地のおみやげを持って帰っていただいております。それもしかお腹におさめるおみやげではなくて、きちんと末代まで家の中でちゃんと保存のできるおみやげ、そういうものをもって帰っております。じゃあ、ところで防府市では、何を皆さんにおみやげにするのでしょうか。それは私は非常に不安であります。そこで、せっかく今から2年後には国民文化祭もございまして。国民文化祭に合わせるとともに体育大会も考えて、ぜひおみやげをつくらうではないかという提案をしたいと思うんですが、その辺のところ、市長さん、

どういふふうにお考えか、お尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 突然の御質問で、私はおみやげ大好きでございますので、記念に残る物、ぜひあるといいなと思っているわけでございますが、それぞれお好みもあることですから、あれこれと、これということは今、申し上げることもできないんですけれども、防府市の地域性を生かした、そしてそれをもらわれた方がとても最後まで大切にされるような、そういうふうなものを模索をさせていただきたいと、そのように思っております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 同じことを教育長、よろしくお願いします。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 議員御提案の趣旨を十分に踏まえながら、関係の方々と御相談申し上げながら、印象に残る大会または末代まで大事にさせていただくようなものの作成をお願いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） これはですね、我々だけで考えるのではなくて、1年なり2年なりですね、皆さんに募集をかけて、こんな素晴らしい物があるよということを皆さんから情報をいただいたらどうかということ提案をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中司 実君） 以上で、11番議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 開議

副議長（田中 敏靖君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。5番、山本議員。

〔5番 山本 久江君 登壇〕

5番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。それでは通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に新年度予算案について。国の三位一体の改革の影響についてお尋ねをいたします。

昨年6月に閣議決定をされました経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003では、2004年度から6年度の3カ年間に国庫補助負担金をおおむね4兆円廃止・縮減することを中心に地方交付税制度の見直し・縮減、税源移譲を含む税源配分の見直しを三位一体で進めていくことを打ち出しました。その実質的な第一歩である来年度の国の予算では、地方交付税と臨時財政対策債で約2兆8,623億円の大規模減。国庫補助負担金は、1兆313億円の減で、その一方で税源移譲は4,507億円にとどまりました。地方交付税が臨時財政対策債を含みますけれども、前年度より減るのは11年ぶりで、しかも12%もの削減はかつてないものでございます。

こうした大規模な削減が、地方自治体の財政運営に大きな影響を及ぼし、2月9日には全国知事会が44都道府県の合計で2兆6,160億円の財源不足が発生すると発表をいたしました。知事会会長は、「これでは三位一体改革とは名ばかりで三位バラバラ改悪だ」と、このように国の姿勢を批判をいたしまして、追加的な財政措置を求めたと報道をされております。

そこでお尋ねをいたしますが、国の三位一体の改革が我が市の新年度予算にどのように影響をもたらしているのか、その内容とそれに対する市の見解について御答弁をお願いいたします。

次に清掃行政についてお尋ねをいたします。まず第1に、今後のごみ処理施設の整備についてお尋ねをいたします。

近年、住民の消費生活の向上や生活様式の変化などによってごみは発生量の増大とともに内容的にも、質的にも複雑・多様化してきております。一方、大量生産、大量消費そして大量廃棄といった生産活動やライフスタイルの見直しが進みまして、リサイクル社会に向け、ごみの減量化への取り組みも進められております。

こうした中で、我が市のごみ焼却施設は昭和57年、破砕処理施設は昭和54年の建設であることから、老朽化が進みまして、総合計画の中でも施設の機能保持と適正管理に努めつつ、リサイクル機能を備えた施設の更新が必要であるとして、これを進めることといたしております。

市民生活に欠かせないごみ処理の施設改修につきましては、今後どのように進めていけるお考えなのか、御見解をお伺いをいたします。

第2にごみの分別収集についてお尋ねをいたします。

資源循環型社会の形成のためにごみの発生抑制・リデュース、再使用・リユース、再生使用・リサイクル、こういうことが大切だと言われてきております。市民の協力が進みまして、平成11年4月から缶、瓶、新聞、雑誌、そして段ボールの分別収集が始まりま

して、平成12年10月からは、ペットボトルの収集が開始をされました。その結果、平成13年度実績では、2,010トンが収集をされ再資源化されてきております。我が市には、平成3年から進められております廃棄物資源化推進事業とともに、ごみの減量化と資源の再利用という市民の意識と取り組みは大きく高まっております。容器包装リサイクル法では、対象廃棄物についてさらに飲料用の紙製容器やその他プラスチック製の容器など示しておりますけれども、市として今後の計画をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、第3点目は教育行政にかかわって、教育施設の充実についてお尋ねをいたします。まず1点、老朽化した屋内運動場の改築についてお尋ねをいたします。

教育施設の整備につきましては、「総合計画では児童・生徒の安全の確保に向けた施設設備の点検整備に努め、児童・生徒及び地域住民が利用しやすい、地域に開かれた学校施設の整備充実を計画的に進める」このように書かれてございます。実際に、市内小・中学校の屋内運動場や講堂は授業だけではなく部活動や保護者、地域住民の文化・スポーツの交流の場として、多いに利用をされております。

ところが施設の中には老朽化が進み、最も古い学校では築後42年経過をし、また築後39年が2校と、まさに補修だけではすまされない状況が続いております。地域からの改築を求める要望も大きく、これまでも繰り返し議会でも取り上げられてまいりました。平成13年9月議会の私の質問に対しては、「そろそろ改築を検討しなければいけない時期に来ている学校は5校ある。国庫補助の関係もあるけれども財源確保に努め、できるだけ早い時期に改築できるように努力したい」このように答弁がされております。その後、築後38年となる桑山中学校は改築の方向が打ち出されているものの、ほかの学校については改築のめどが立っておりません。これまでの答弁にあるように計画的に進めるということであれば、今後どのように改築を進めていかれるのか、その点をお尋ねをいたします。

2つ目に小・中学校の校舎、屋内運動場の耐震診断と改修などの計画について質問をいたします。

平成17年度末までに昭和56年以前の建築で旧耐震基準により設計された市内の小中学校のうち、校舎が21校54棟、屋内運動場が9校について、今年度から3ヵ年で第1次耐震診断が行われております。これまで全国的にも耐震化の推進につきましては大変遅れておりましたけれども、ようやく取り組みが始まりました。その進捗状況と今後の耐震改修について、どのように検討されていくのかお尋ねをいたします。以上大きく3点質問をさせて頂きました。積極的な御回答がいただけますように、よろしくお尋ねをいたします。

副議長（田中 敏靖君） 5番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは新年度予算案についての御質問にお答えいたします。

新年度予算におけるの国の三位一体の改革についての影響はどのようになっているのかとの御質問でございますが、国庫補助負担金の一般財源化に伴う削減額が1億7,800万円程度、地方交付税の見直しにかかわる減少額が前年度当初予算に比べまして6億円、合わせて約7億7,800万円の影響が出ております。その一方で国庫補助負担金の一般財源化といたしまして、所得税の一部が新たに所得譲与税として地方に配分されることとなり、本市の場合1億9,700万円の税源移譲が見込まれますので差し引きいたしますと、約5億8,100万円の歳入減となる見込みでございます。

次に今回の三位一体改革に対して、どのような見解をもっておられるのかとのお尋ねですが、三位一体の改革は国庫補助負担金、地方交付税、そして税源移譲を含む税源配分のあり方、これらの3者を一体的に検討していく主旨のものであり、国、地方を通ずる行財政改革の一環としてのみならず、地方にできることは地方にゆだねるという地方分権推進の視点が私は特に重要であると考えており、自立した地方自治を確立し、真の意味での地方分権を実現するためにも、税源移譲については権限移譲と一体的かつ確実に進められなければならないと考えております。

その点からいたしますと、今回の措置は、国庫補助負担金や地方交付税が大幅に見直された一方で、税源移譲は小幅にとどまっており、容認しがたく、甚だ遺憾に思っていたところでありまして、先月25日には県市長会から緊急要望として地方の意見の十分な反映、的確な財源保障について国に要望書を提出したところでございます。なお、この三位一体改革により本市の財政についても今後厳しさが増すことが予想されますので、引き続き限られた財源の効率的・重点的な執行に留意し、健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。市への影響額が差し引き5億8,100万円と、大変な影響額だというふうに感じております。そこで、もう少し詳しく立ち入って質問をさせていただきますが、削減されました国庫補助負担金、これは御答弁をいただきましたように1億7,800万円、こういうふうにお答えいただきましたが、この削減された国庫補助負担金の内容について、もう少し御説明をしていただけたらというふうに思います。

副議長（田中 敏靖君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それではお答え申し上げます。主なものでございますが公立の保育所運営負担金、これが国分が7,800万円、県分が3,900万円、それから児童手当・児童扶養手当事務委託金620万円、介護保険事務交付金3,500万円、生きがい活動支援通所事業費、これが1,680万円、大体これが主なものでございます。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） 御説明がありましたように国庫補助負担金の中で我が市にとって一番大きい影響があるのが、公立保育所の運営費だという御説明でございます。

そもそも国庫補助負担金というのは、地方財政法をひもとくと出てくるわけですが、国が進んで経費を負担する必要があるという、いわゆる負担金ですね、10条に規定する負担金、それから16条に規定するような国が地方自治体に援助的に交付する経費、いわゆる補助金、この2つがあると思うんですが、もし負担金であれば、その支出は法律や政令によって義務づけられております。この公立保育所の運営費もまさに負担金でありまして、本来なら国が事業を円滑に進めるために国は進んで経費を負担しなくちゃならない、そういう費用なんですね。ところが今回、公立保育所の運営費がまさに年末の予算編成の大変市町村が忙しい時期に突然削減をされたわけですが、負担金であるのか、あるいは補助金であるのか、それらの何ていうんですか、性格についてもほとんど検討もされずに、いきなりこの国庫補助負担金、特に公立保育所の運営費はぱっさりと削られてしまったわけですね。このあたり非常にやり方についても問題があるのではなかというふうに感じております。

ここで尋ねいたしますけれども、それでは公立保育所の運営費は削られましたが、民間保育所の運営費については削減の対象となったのかどうか、その点をお答えを願えたらと思います。

副議長（田中 敏靖君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今、国では4兆円を18年まで削減すると言っております。ことしが1兆円でございますので、3兆円残っておるんですが、現状のところ、民間保育所が対象になるかどうかについてはまだ聞いておらないという状況でございます。以上であります。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） この国庫補助負担金削減のいろんな問題点について述べさせていただきますが、そもそも今、御答弁いただきましたように、民間保育所の運営費については削減の対象になってないわけですね、そもそも保育事業というのは子どもが通う保育園が公立であるか私立であるかの違いはあっても事業の実施主体というのは市町村です。

これは今後も変わらないわけですね。事業の実施主体が変わらないのに、また同じ保育事業でありながら、なぜ民間保育所の運営費は国が負担をして、公立の保育所は全額地方負担とするのか。そこにも本当に整合性を見出すことはできないわけです。いかにこの国庫補助負担金の削減が国の勝手といえますか、地方の実情も考えないで、また何というんですか、負担金かあるいは補助金かという、こういう性格の論議もされずにいきなりやられてきたという、こういう問題点があるということを指摘をしておきたいと思います。

それから、地方交付税の問題ですけれども、これも総額が抑制をされましたが特に財源保障機能の抑制がひどく行われました。あわせて算定の基礎となる基準財政需要額における補正係数、あるいは単位費用の見直しも進められております。調べてみますと市の関係では、単位費用でゴミ収集とか学校給食業務の単位費用、これを民間委託と直営の実態を反映させている今の現状から、民間委託を基礎にした計算へ段階的に引き下げる、こういうふうに打ち出しているんですね。これは本当に大変な問題だというふうに思います。

こうした影響額はちょっと今、計算はできないと思うんですけれども、ぜひ今後我が市にどういった影響が出てくるのか、調査をしていただけたらと、これは要望いたしておきます。

市長さんが壇上で御答弁をされました中で、2月23日に全国市長会が緊急要望を行っておりますね、市の方からも提言があったというふうに御答弁をいただきましたが、これをちょっと時間をとって読まさせていただきますが、このようになっております。1つは所得譲与税の創設における一般財源化は、基幹税である国の所得税収を地方に移すものであり、一定の評価をするものであるが、これは暫定的な措置に過ぎず、真の税源移譲とはいえない。もう一点は、今回、一部の国庫補助負担金が廃止されたけれども、国の法令などによる基準は緩和されておらず、地方の自己決定、自己責任のもとサービス水準の決定ができないなど、地方分権改革が目指す税源移譲と権限移譲が一体的に実現されていない。こういう2点を示しながらこのようにくくっております。都市自治体は云々とありまして、骨身を削る歳出の削減に努めているが、今回の地方交付税の急激な削減は最後の財源ともいべき基金の取り崩しによって対応せざるを得ず、翌年度以降このような状況が続けば破綻状態に陥る都市自治体が数多く生ずることが懸念される、こういう要望書になっております。

まさにこのとおりでありまして、これからまた3年間かけて、2006年度までさらに国庫補助負担金を3兆円削減する計画でございますが、ぜひ市としても今後とも国に対し要望を行っていただきたいというふうに思いますが、改めて市長の御決意のほど、お伺いをいたします。

副議長（田中 敏靖君） 市長。

市長（松浦 正人君） もとより、国に対して要望をしっかりとまいりますと同時に、私どもといたしましても行革の視点に立って、しっかりと自らの仕事をやってまいらねばならないと、一層感じているところでございます。

副議長（田中 敏靖君） 以上で1の新年度予算案についてを終わります。

次に2の清掃行政についての答弁を求めます。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは御質問の2番目、清掃行政についてのうち最初の今後のごみ処理施設の整備についてお答えいたします。

クリーンセンターでは焼却処理施設、破碎処理施設及びリサイクル施設でゴミを中間処理した後、最終処分としてリサイクル及び埋め立て等の適正な処理を行っております。なお施設の維持管理につきましては、計画的な補修や適正な運転管理によりまして、施設の延命に努めており、平成11年度、12年度にはダイオキシン類の削減対策といたしまして、多額の費用をかけ大規模改造を実施し、安全で、安定した処理を行っております。

しかしながら、ただいま議員から御指摘がございましたように焼却処理施設及び破碎処理施設は、供用開始後20年余りが経過し、かなり老朽化も進み、施設更新の時期が近づいていることは承知いたしております。

施設更新に至りますまでには、国・県及び地元協議等諸問題解決のための相当の期間が必要と思料されますので、早期に施設更新計画の策定が必要であると認識いたしております。計画を策定するに当たりましては、山口県ごみ処理広域化計画との整合性を図るとともに、県央部2市4町の合併協議の結果を踏まえ、新たな一般廃棄物処理基本計画を作成することとなりますので、その中で施設更新計画策定に取り組んでまいりたいと存じております。

また、計画を策定する際には、資源の有効利用を図る循環型社会の形成に不可欠なりサイクルプラザの整備も考えておるところでございます。

続きましてごみの分別収集についてお答えいたします。現在、市民の皆様には、ごみを可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみでの排出をお願いいたしておりますが、資源ごみにつきましては、容器包装リサイクル法施行により、現在9品目の分別排出に御協力をいただいております。ごみの総排出量に対するリサイクル率につきましては、平成14年度で14.7%となっております。今後、容器包装リサイクル法に伴う飲料用紙製容器、その他紙製容器及びその他プラスチック製容器の分別収集も検討してまいります。これらの処理にはストックヤードや圧縮減容機等の整備が必要となりますので、先ほど申し上げま

したりサイクルプラザの整備とあわせて検討してまいりたいと存じております。以上でございます。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは、施設改修については、現在合併協議が行われている状況の中で、広域での処理も含め検討中であることから具体的な方向が示せない、こういう御答弁であったと思います。しかしいずれにしろ、この老朽化したごみ焼却施設とそれから破碎処理施設は早い時期に改修をされなければなりません。その際にぜひ総合計画にも示されているように、先ほど御答弁の中でリサイクルプラザというふうなお話もありましたけれども、リサイクル機能を備えた施設の検討をぜひお願いをしたいというふうに思います。

あわせて、この施設では環境問題とかそれからリサイクルについての学習、また市民のリサイクル活動を支援したり、交流できる場があり、情報の受発信の機能を備えたものをぜひ検討していただきたいというふうに思います。特に、子どもたちにもわかりやすく学べるような施設であればというふうに考えております。

先日、大牟田市のエコサンクセンターを視察をさせて頂きました。ここでは、子どもたちが「地球にやさしい暮らし方を学ぼう」と、こういうテーマで、施設の1階の部分ではごみを出さない暮らしをどうしてつくっていくか、2階部分は、それでもごみは出る。じゃあそのごみをどうする。こういうテーマにごみや環境の問題を楽しみながら学習できる体験型の学習施設を備えておりまして、大変多くの子どもたち、あるいは市民の利用があると、こういうお話でございました。

そこで教育委員会にお尋ねいたしますけれども、我が市でも学校教育の中で環境問題につきまして学習が取り組まれておりますけれども、現在、どういう形で、またどういう状況で取り組まれているのか、御答弁をお願いいたします。

副議長（田中 敏靖君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 本市の環境学習についての御質問でございますが、本市としましては、社会の変化に対応した教育の重点の一つとして、環境教育を位置づけておりまして、本年度は「人間と環境との関わりについての理解を深め、自然との共生について、身近なところから意識して実践できる態度の育成」を努力点としておりまして、これを積極的に推進してまいりました。

市内各学校におきましては、環境学習は教科の授業やあるいは総合的な学習の時間、あるいは学校行事等々の中で、地域の実態に応じた特色ある実践が進められております。例えば富海小学校・中学校におきましては、毎年海水浴場の清掃活動に取り組んだりしな

がら、ふるさとの美しい海を守る学習に取り組んでおりますし、また、小野中学校におきましては、国土交通省と連携を図りながら水生生物を通した水質検査を実施し、河川清掃に取り組むことによって清流を取り戻そうという意識、あるいは意欲を高めております。また、右田中学校の理科クラブでは、源氏ボタルを卵から育てて幼虫を放流し、ふるさと佐波川を守り続けようとする気運を高めておりますし、さらに市内小学校14校では防府クリーンセンターやあるいは山口市のリサイクルプラザを見学して、リサイクル工程や分別回収処理等循環型社会の体験的学習を計画的に実施しております。

今後とも環境学習を教科や総合的な学習の時間等で効果的に位置づけながら、学んだことが知識としてとどまるだけでなく実践できる、そういう児童・生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） 御答弁いただきましたが、ぜひ子どもたちがこうした学習をより深められるようリサイクル施設、リサイクルプラザの検討をよろしく願いをいたします。要望いたしておきます。

それから2点目の分別収集につきましては、新年度の施政方針の中でもうたわれておりますが、このようになっていますね。「今後、容器包装リサイクル法の指定品目である紙製容器やプラスチック製容器についても検討してまいります」こういうふうに書かれてありまして、今後、市として取り組みの姿勢を打ち出されたというふうに私ども受け止めております。

こうした分別収集というのは、本当に市民の、あるいは事業所の協力がなくてはできません。先日、先ほどの大牟田と一緒になんですが視察をさせていただきましたが、水俣市なんですけれども、環境モデル都市として資源ごみ分別収集処理業務でも全国的にも先進地と言われております水俣市を視察をさせていただきました。御承知のように水俣市は、水俣病という世界に類を見ない公害で、住民が塗炭の苦しみを味わったまちでございます。市民は水俣病を経験した水俣だからこそ徹底的に環境にこだわっていきこう、そして世界に通用する環境モデル都市をつくろうと、今、市民ぐるみの取り組みを行っておられます。

一例、分別収集にかかわることで紹介しますと、例えば家庭ゴミの資源化を図るためにごみの分別は21に分けられているんですね。その21の中には生ごみも分別をされております。生ごみは堆肥化されまして、地域で作物づくりに生かされていると聞いております。また、環境への意識的な取り組みは保育園とか幼稚園、それから小・中学校等でも積極的に行われてありまして、熊本県内の学校の修学旅行は、この環境問題をテーマに水俣市を訪れることになっているそうでございます。

こうした取り組みをしていくためには本当に市民の協力なしにはできないことで、我が市でも早い時期に紙製容器、あるいはプラスチック製容器の検討、例えばトレーの問題等ありますけれども、検討が進められるように、これも要望をさせていただきます。

この清掃行政については施設の問題、あるいは分別収集の問題、本当に住民ぐるみの取り組みがないとできない問題でございますので、ぜひ地域で懇談会等進めていただけたらというふうにあわせてお願いをしておきます。以上です。

副議長（田中 敏靖君） 以上で2の清掃行政についてを終わります。

次に3の教育行政についての答弁を求めます。教育次長。

教育次長（山下 州夫君） それでは教育施設の充実についてお答えをいたします。まず、老朽化した屋内運動場や講堂の改築計画についてのお尋ねでございますが、議員さんの質問にもありましたように改築を要する運動場や講堂として小学校2校、中学校3校がございます。そのうち桑山中学校につきましては、平成16年度予算に計上し、御審議をいただくようになっており、平成16年度及び17年度で改築する計画としております。残る佐波小学校、大道小学校の小学校2校及び右田中学校、華西中学校の中学校2校についても改築を要する屋内運動場として、建築年度もさることながら老朽度、構造、使用頻度、狭隘度あるいは交流の場としての不便さ等を総合的に加味し、年次計画を立て、順次改築したいと思っております。

また、学校施設としての機能はもちろんですが、非常災害時における地域住民の避難場所として指定されていることから、計画的に建設を推進してまいりたいと思います。

御承知のとおり、本市の学校施設は文部科学省及び防衛庁の補助事業に係るものが多く、関係省庁並びに市の財政面との調整が必要となります。平成16年度から「防府市小・中学校給食基本計画」を踏まえた学校給食共同調理場の建設が具体化していく厳しい財政状況下ではありますが、早い時期に屋内運動場の改築を実施したいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に耐震診断の経過及び診断に基づく今後の改修、回復についてのお尋ねですが、耐震診断を必要とする建物につきましては、平成15年度から17年度の3年間で、該当する校舎、屋内運動場の第1次診断を実施することとしており、平成15年度に小学校3校、中学校3校を実施し、現在その診断結果の報告を待っている状況でございます。

なお、先ほどの質問で御提案のありました4校の屋内運動場のうち、3校は耐震診断を実施いたしません。防衛庁の防音事業で改築を予定しております華西中学校につきましては、平成15年度に耐震診断を実施いたしております。平成15年度から3年間で実施する耐震診断の結果を踏まえた今後の対応ですが、耐震診断を実施する校舎等は御承知

のとおり旧耐震設計で建築されたもので、耐用年数も近くなっている建物も多いため第1次診断の結果に加え、第2次診断及び第3次診断を実施していくようになるかと思えます。したがって市といたしましては、耐震診断の結果をもとに国・県との調整を図り、学校施設の中・長期的な改修・改築計画を策定し、年次的に実施していきたいと思っております。以上でございます。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） 屋内運動場の改築について質問をさせていただきますが、従来からの御答弁の繰り返しであったように思います。ほとんど毎日、この屋内運動場というのは授業とか、部活とかあるいは地域の方の交流の場として使われているわけですが、本当に御指摘があったように老朽化あるいはいろんな教育事情にそぐわなくなっている、構造上も、利用の上からでもですね。今の要望にそぐわなくなっている、改築されていく必要があるというこの市の基準ですね、改築基準を市としてどのようにまず考えておられるのか。そのあたり、基本的なところですが、お示しをいただきたいというふうに思います。

副議長（田中 敏靖君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 先ほどの答弁の中でも御説明いたしましたように、いわゆる老朽度、それから構造、使用頻度、狭隘、いわゆる文部科学省の基準に対しましての広さです。そういったものを加味して総合的に計画をつくっていききたいというふうに考えております。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） 前回の私の答弁、壇上でも申し上げましたけれども、そろそろ改築をしなければならない学校は5つあるんだと、そのうち1校は、桑山中学校は現在改築が進められております。その5つの学校、どの学校についてもですね、市民の皆さんから非常に改築を早くしてほしいと、こういう要望が強いわけですけれども、財政状況は厳しいとはいえ、まさに本当、老朽化した、また一部では、危険ですらある屋内運動場だと思うんですね、あまりにも古すぎて。

そういう施設が依然としてあと4校、依然として残されているという状況、本当に問題だというふうに思います。ある方はこのように言われました。「教育というのは市内のどこに住んでいても同じような教育条件のもとで学べる必要があるのに、本当にこれは不公平だ、不平等だ」と、こういうふうに言われる方もございます。教育委員会も、改築の必要性を認めながら、なぜこれほどおくれてきているのか、遅れた原因ですね、そのあたりを御答弁いただけたらというふうに思います。

副議長（田中 敏靖君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 改築が遅れた理由ということでございますが、今、牟礼小学校、それから小野小学校、これらの移転改築を昨年度まで実施してまいりました。まず校舎の方を優先して改築をしたいということで、こういった大変大型な改築が出てきたということで、それが終了しましたので16年度からは桑山中学校の体育館にとりかかる、先ほど議員さんおっしゃいましたように改築を検討する学校が5校ある。その中の1校には来年度から取りかかるというふうになっておりまして、とりあえずは先ほど答弁いたしましたように耐震診断を15、16、17と3年間かけて実施するということです。それに基づいて実施計画を策定していくというふうになりますから、また校舎の方におきましては小野と牟礼が済みましたので、早急に改築をしなければいけないというのは今のところないと思っておりますので、体育館の方へ取りかかれるというふうに考えております。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） 次は体育館だという御回答でしたけども、市長さんにお尋ねをいたします。市長、先日来市内の小学校を回られて、子どもたちとともに給食をともにされたということを聞いております。その際、市内で最も老朽化した築後42年の佐波小学校、それから築後39年たつ大道小学校の屋内運動場もご覧になったのではないかと思います。そのあたり子どもたちからも建て替えの要望が出されたというように聞いておりますが、市長さんの御感想を含めてお願いいたします。

とにかく、佐波小学校と大道小学校につきましてはそれぞれ築後42年、39年と申し上げましたけれども、ほかの小学校と10年ぐらいの開きがあるんですよ。それをこの2校を放置したままで、これまで今の状況が続いているわけですね。桑山中学校が改築されるということは大変喜ばしいことです。桑山中学校の関係者の方、市民の方々大変喜ばれておりますが、なぜこの2校に限って10年も開きがあって、これだけ老朽化し、傷み、そして使用についても耐えがたい状態が続いているこの学校が、何ゆえ2校置き去りにされていくのか。不平等だ、非常に市民の皆さんから声をいただいております。佐波小学校につきましては、保護者の方がほとんどじゃないかと思いますが、署名を添えて教育委員会の方に提出をされました。そして大道小学校につきましては、以前の地域懇談会の中で小学校のPTA会長さんが切実な訴えをされておりますね。「これでは子どもたちもかわいそうだ、地域の方々も利用しにくい。ぜひ変えてほしい。39年経つじゃないか」こういうお話でしたけれども、ぜひ市長さんの御意見をこの際、お聞きをしておきたいというふうに思います。

副議長（田中 敏靖君） 市長。

市長（松浦 正人君） もとよりいろいろな行事等々でこの両校、私も直にそれぞれ講

堂に入らせていただいております。おりますだけに老朽化、著しいものがあることもよく理解をしているつもりでございます。先ほど教育次長が答弁いたしました、いろいろな観点から、乏しい財源を有効に使っていくという中であって、後回しになってしまったのかなあと、そんな感じが実のところいたしておりまして、私自身も胸の痛いところがございます。それだけに何とか財政状況を見ながら、一刻も早く大道小、あるいは佐波小、あるいは右田中、そして華西中等々、気がついていだけでも4校はあるわけでございますし、何とか計画を立てていかななくてはならないなど、そんなふうに感じているところがございますので、今、私から何か感想をとということでございますので、そういう考え方を持っておるということをお理解いただきたいと思っております。

副議長（田中 敏靖君） 5番。

5番（山本 久江君） 市長さん元気がないですね、もうちょっと胸の痛みが、ぜひ予算に反映されるようにですね、本当に子どもたちが喜ぶことですから、ぜひもう一度ですね、やりますと、やりますというお答えをぜひいただきたいんですね。というのが、私どもの質問、過去何度もやってまいりました。そして中学校給食の実施を繰り返し求めてきた時に、常に答弁されてきたことは、屋内運動場も含め教育施設の整備を優先させたいから、中学校給食はなかなか御要望に答えにくいというふうな、そういう御回答が多かったんですよ。しかし、実際には、老朽化した施設が依然として残されているんですね。しかもこの2校が残されてるんですね。これ、もう本当に不平等、不公平、市長さんの言われる不公平という点は、こういう部門に、この分野に集中的にあらわれているんです。ですから胸の痛みをぜひ予算に反映させていただきたい。教育委員会も必要と認めてるんですよ、あとは市長さんの判断一つではないでしょうか。もう一度御答弁をお願いいたします。

副議長（田中 敏靖君） 市長。

市長（松浦 正人君） 元気がないより、お金がないというのが現実でございます、本当に私が就任してこの6年、税収は減る一方でございます。かかるものはかかる一方でございます。逆な状況がずっと続いてきておる中で、お叱りやいろいろなことがございましたけども、かなり大胆な行政改革を断行して、ようやくそういうものが緒についてきた。今、何度も申し上げますが、皆様の御理解をいただいて、ああいう形でいろいろな改善と改革に着手しておればこそ、まだ今日こういう状況で中学校給食にも手が及んでいったというふうには私は考えておるところでございます、この歩みをさらに加速し、強固なものにしていくことによって、そういう財源不足を補っていくこともできるのではないかと、そんなふうには思っておりますので、どうぞ応援していただいて、この両三年、しっかり見

守っていただければと、そのように考えております。

副議長（田中 敏靖君） 5 番。

5 番（山本 久江君） 厳しい財政状況の中で何を優先的にやっていくのか。本当に防府市の将来を担っていく子どもたちの教育施設が建ってもう 40 年を越えようとしている、これを放置しているのは本当に行政の怠慢と言わざるを得ません。ですから、ぜひ市長さん、この問題については、新年度の重点項目は次世代の育成事業、これを重点にやっていくという、これが市長さんの重点 3 項目の一つですね。子どもたちの将来にかかわる教育施設にぜひ、もっと目を向けていただいて、胸の痛みをぜひ予算に、これを強く要望をさせていただいております。

それから次に、耐震化対策の問題についてですが、昨年 5 月にですね、文部科学省が実施をいたしました調査では、全公立小・中学校施設約 13 万棟のうち耐震性が確保されている建物が、約 6 万棟、46.6%、半分以下にとどまっているということが明らかになりました。地域の防災計画の中でも避難所として活用も予定されている学校の施設ですけれども、本当に全国的に極めておくれております。3 ヶ年で診断を行うわけですが、15 年度、16 年度、17 年度、この年度ごとの診断計画を少し説明をお願いをしたいというふうに思います。

副議長（田中 敏靖君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） それでは、耐震診断の年次計画についてお答えをいたします。平成 15 年度ですが、校舎におきましては、小学校が 3 校、中学校が 2 校、屋内運動場が小学校が 1 校、中学校が 2 校でございます。平成 16 年度で、校舎で小学校が 6 校、中学校が 1 校、屋内運動場で小学校が 1 校、中学校が 2 校。平成 17 年度におきまして、校舎で小学校が 6 校、中学校が 3 校、屋内運動場で小学校が 1 校、中学校が 2 校。合わせまして校舎が 21 校、屋内運動場が 9 校を予定いたしております。

副議長（田中 敏靖君） 5 番。

5 番（山本 久江君） あわせてちょっとお尋ねしますが、全体の予算はどのくらいになりますか。

副議長（田中 敏靖君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 予算につきましては、文部科学省の方が一応示しております。第 1 次診断は図面があれば目視、それから段階を追って手を加えていくということになっておりまして、面積によって基準が一応示しておるものと変わっておりますが、全体的に合わせましたら 1 億ちょっと超えるような額になります。

副議長（田中 敏靖君） 5 番。

5番（山本 久江君） この問題につきましても緊急を要する課題でございます。財政的にも1億を超えるということなのですが、今の耐震診断の結果を受けて、現在調査中ですので15年度の分につきましては、もうしばらくたてば結果が出ると思っておりますけれども、ぜひ結果を受けて、この改修について対策がおくれることのないように、また17年度まで耐震診断、続きますが、計画的に改修の必要があると認められるところについてはぜひ積極的に予算を組まれて、実施をされるように、これは要望をいたしておきます。よろしく願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

副議長（田中 敏靖君） 以上で5番議員の質問を終わります。

副議長（田中 敏靖君） 次は、21番、松村議員。

〔21番 松村 学君 登壇〕

21番（松村 学君） 通告に従いまして、駐車場総合案内板の設置についてお尋ねいたします。執行部におかれましては、時間短縮のため前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

本市においては、平成14年10月に防府駅てんじんぐち市街地再開発準備組合を立ち上げてから区域面積1.5ヘクタール、延床面積約2万5,400平米、総事業費58億円の再開発事業に着手することを示されました。その導入機能としては、商業施設約4,900平米、公共公益施設約5,300平米、住宅施設約4,600平米57戸分、敷地内広場約2,000平米という壮大な計画であり、その再開発ビルの駐車場として延床面積約4,900平米、その内訳として商業86台、公共80台、住宅57台と、約220台分の駐車場を整備することになっています。そして今年の2月3日には、再開発の本組合設立の認可が県より出され、現在は実施計画に着手、今年の10月にはいよいよ着工という予定になっております。まずは一段落というところではありますが、この中でこれからよく吟味をしていかなければいけない問題も数点あるように思います。

その一つとして、これから申し上げます駐車場対策の問題があります。市当局の見解としては再開発ビルの附置義務、必要最低限の約220台を整備して、不足分が生じた場合は既存の駐車場を活用して一体利用を図っていくということが特別委員会等で御説明がありました。実はこの点について私は非常に疑問を持ちました。といいますのも、駅北B街区にあるアスパラートと今度建設予定の再開発ビルは一体利用をしていくという方向を主として持ちながら、公共部分として確保していく最低限の整備目標台数は、アスパラートが47台分、再開発分が33台であります。アスパラートは年間約10万人の利用者があり、そこに隣接した駐車場は現在95台分確保されています。それでも、イベント開催

時にはいつも満車が続く状態です。さらに言えばことしの4月から駅北土地区画整理事業の工事に伴い、駐車場の使用が出来なくなります。また、再開発ビルが完成すれば当然相乗効果によって120%駐車場不足に陥ります。

市が再開発ビル完成後、既存の駐車場を利用していくという考え方としては、中心市街地に散在する公共、民間によって設置している既存の駐車場の稼働率を上げ、周辺部の駐車場を利用してもらうことで、中心市街地の回遊性を高めることが狙いであると聞いています。そして、さらにその一体的な利用の効果を上げるべく、今年度から共同駐車券方式の導入に向けて、検討されることになっています。

確かに以上のような効果が見込まれることは、市の中心市街地全体から見ればプラスになると思いますが、いろんな角度から精査し、対策をしていく必要があると思います。本市の市民感情で言えば、駐車場については、目的地に隣接しているのが常識的な考え方であり、それに対して何の対策もなく、足りない場合は自分たちで勝手に探してくれという流れでは行政の都合を市民に押しつけているだけと見えるし、市民には受け入れてもらえないと思うからで、駐車場問題は市民にとってかなりナーバスな問題だと思っています。

一方、市当局において、13年の2月に駐車場整備計画を策定され、目標年次を平成22年とし、基本方針として、駐車場事業に対する、官、民との分担、駐車場利用の効率化、駐車場意識の向上と情報提供と示され、駅北側西地区、駅北側東地区、駅南側地区、3地区を設定し、地区別に問題点を指摘されています。その中でも駅北側東地区、つまり再開発予定地における、今後の大幅な駐車場不足が予想され、それに対してソフト的手法による対応の必要性和整備目標量も記述されています。当然、再開発完成前後で、今後の駐車場一体利用の考え方からもこの3地区においては、アスピラートの駐車場が使用できなくなる4月あたりからでも流動的な変化、増加が予想されます。

以上のようなことを考えますと、駐車場の一体化利用を進めていく上でも早急に対策を考えていかなければならないと思うのであります。

私としては、市民のいろんな御意見を聞くのに中心市街地内にある、駐車場の問題として次のことが挙げられると思います。

まず1つは、駐車場の立地の問題であります。比較的幹線道路から外れて中心市街地の内に入り組んだところにあるため、市内外から来る人にとってもわかりづらい。2つ目に規模の問題で、比較的中小規模の駐車場が多く、駐車場経営者も採算をとるべく月極め利用の台数をふやしてきている。3つ目は意識の問題で、市民の方には駐車場は無料で、隣接しているのは当たり前と思われている方が多い。当然、街を回遊する習慣もない。そういうことを考えれば、皆様もよく耳にされるでしょうが「防府市には駐車場がたくさん

空いているのに、まちには駐車場がない」と市民の方が言われるのかなと思うわけです。

そこでお尋ねですが、この中でも特に市内外への周知と意識という点で、本市の場合、盲点があると思われまます。そういうことから考えれば、防府市駐車場整備計画や都市計画マスタープランにも各種駐車場の案内システムの必要性が記されていますが、今日の本市における財政事情やカーナビの普及など、社会事情を加味しますと、まずは各駐車場の総合案内板を早期に設置して、市内外に周知徹底するとともに、来るべき再開発ビル完成後の駐車場に対する市民意識の醸成につなげていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。執行部の御見解をよろしくお願ひいたします。以上で壇上にての質問を終わります。

副議長（田中 敏靖君） 21番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 駐車場総合案内板の設置についてお答えいたします。本市の駅周辺には公共や民間が設置している一定規模以上の届出駐車場、いわゆる有料駐車場が数カ所ありますが、これらの駐車場へ一定の地点から誘導を行う案内について、現在のところ確立していないことは御指摘のとおりでございます。

さて、議員御提言の駐車場総合案内板の設置につきましては、目的地までへのスムーズな誘導のために有効な手段と考えますが、こと車両系の看板ともなりますと、走行中に瞬時の判断が求められることから、ある程度の大きさも必要になると同時に、連続性のある設置を行う場合には沿道景観への配慮など調整すべき点もあろうかと存じます。

しかしながら将来における駅周辺の駐車需要は、施設の整備とともに増大することが十分に予想され、中心市街地の交通渋滞の緩和と商業の活性化のためにも既存の駐車場や新たな駐車場への効率的で効果的な誘導が必要と考えております。

このことから、今後は拠点施設の案内と一体となった駐車場へのわかりやすい誘導を目指して、関係機関と協議・検討を早期に進めてまいりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

副議長（田中 敏靖君） 21番。

21番（松村 学君） 答弁、ありがとうございました。私もですね、これは県の方と今度、警察の方と話し合われるようになると思います。私もちょっと事前にいろいろお話を聞いたんですが、できない話ではないと。市としての気持ちというものがまず前に出て、それからある程度の注意事項というような形でやっていただけたら、できるであろうというような回答を私はいただきました。

今、総合案内板に対して、私も、いろいろやればやるほどきりが無いと思うんですね。私のイメージとしては幹線道路沿いに数カ所ぐらいはですね、各駐車場に誘導していくよ

うな進路を示すブロック型の案内板、そういうものと駐車場の入り口部分に、入り組んでいて見えないわけですから、入り口部分にその所在を示していく個別案内板のようなものをつくっていただいて、連鎖誘導を促してもらったらいんじゃないかなと考えています。

全国的にはこのシステムを導入してしまして、ITSを取り入れて、駐車場の位置とか、満車、空車の情報、渋滞の情報等々ですね、車両に提供してるんですけども、全国的にはいろいろ賛否もありますけど、3分の2ぐらいの自治体は駐車場の利用率が上がったとか、違法駐車が少なくなったとか、まあ効果の方は認めています。県内でも山口、旧徳山の方で導入されてまして、山口の方でも、これは効果があるということで評価されているようです。やはりでも費用の面ですごい莫大な金額がかかかりますので、実際本市の今の需要を見ても、必要なのかなというところは私も思うのですが、実際やはり簡易的なものでも、防府市、これから絶対必要になってくると私、思うので、今回ちょっと質問させていただきました。

この簡易案内板については、実は平成11年の12月に商工会議所の方から同じような要望が出されています。その時の市の回答としては、先ほどおっしゃったように、大変必要であるということ認めながらも、一応その時はまだ都市サインを防府市がやっけていまして、その関係もありまして、駐車場関係者に設置をお願いしていくというような回答でした。

ただ、やっぱりこれから駐車場の共同利用とか、今から再開発をやっていこうという市の考え方からしたら、市としては、私はぜひ早期に検討していただきたいと思います。

今の現段階の防府市の駐車場計画によると、需給バランスが、再開発を行う防府駅北側東地区においては295台分不足しているということです。これに今度の再開発の220台分が入ってくると思うのですけれども、それともう一つ考えないといけないのは、今のような状態で目標数量がきちんと確保されても、実際、効率的にこの駐車場利用ができるのかなと思うわけです。それで私としてはここでソフト的な工夫が必要じゃないかということで、ここで一つだけ確認させてもらいたいのですけど、今までこの計画ができてから、ソフト的な政策、そういうものを今まで都市計画の方でやられたのか、その辺をひとつお答え願います。

副議長（田中 敏靖君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 都市計画の方でソフト的な実施をされたかということに対しましては、私の記憶ではソフト的なことはやっていないと思っております。

副議長（田中 敏靖君） 21番。

21番（松村 学君） 私も先ほど壇上にて指摘させていただきましたけど、今、防

府市の駐車場の施策を考えますと、私としては面的整備よりもこれからは意識改革とかそういうもの、それと周知徹底という部分ですよね、この辺をまずやっていただいて、今、いっぱい空いてるわけですから、そういうものを今から頑張って再開発ビルが完成するまでに努力していただきたいなと思います。ぜひ早期に総合的な案内板ができますようにひとつお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

副議長（田中 敏靖君） 以上で21番議員の質問を終わります。

副議長（田中 敏靖君） 次は、2番、山下議員。

〔2番 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） 本日最後の登壇となりましたけれども、もう少しお時間をいただいて、よき御回答がいただけますようによろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして、質問をいたします。

最初に、老人保健法に基づく乳がん検診について質問いたします。がんが我が国の死亡原因の1位となったのは1981年、以来第1位を記録し続けています。そこで国は1984年から、がん克服10ヵ年戦略として、がん制圧に取り組んでいますが、この20年間にわたるがんの研究により、がん発生の仕組み解明が大きく進展し、がんは遺伝子異常により起こる病気との認識が確立いたしました。そうした研究の進歩により、胃や子宮がんなど一部のがん死亡率は低下しているものの、逆に肺や大腸、乳がんなどは増加傾向を示しているため、がん全体の死亡率は、過去25年間減少の兆しが見えず、現在、がんで亡くなる方は年間約30万人で、死亡者全体の3分の1を占めています。こうした課題を踏まえ、「第3次対がん10ヵ年戦略」が2004年度から、がんを発症する罹患率、死亡率を激減させるためスタートいたします。

本題の乳がんの現状は、1996年には日本女性の悪性腫瘍罹患率で第1位となり、2000年には約3万5,000人が罹患し、1970年と比べ約3倍の方が罹患したことになります。2015年には、4万8,000人が罹患すると予測されています。

乳がんの発生は、20歳過ぎから30歳代でさらにふえ、40歳代後半から50歳代前半にピークを迎え、乳がんでの死亡者数は、2000年で9,248人が亡くなり、1955年と比べ約6倍と、増加の一途をたどっております。

そうした視点から、近年死亡率の上昇が見られる乳がん検診にマンモグラフィと呼ばれる乳がん専用のレントゲン撮影機の導入が進められています。マンモグラフィは、乳房のみを撮影できるように工夫された装置で、ごく小さな腫瘍を逃さず捕らえることができます。乳がん検診は、1987年度から国の保健事業として開始され、98年度からは各

自治体事業として行われるようになりました。乳がん検診は、視触診、医者が手で触れて診察することではありますが、そうしたものが主流でありましたが、視触診ではがんがある程度成長し、しこりとして触れない限り見落とされてしまう可能性があり、マンモグラフィを利用することで視触診と比べ5倍の精度で乳がんが発見されたデータもあり、こうしたすぐれたがん検出の効果に注目し、乳がん検診にマンモグラフィを導入する医療機関や自治体が増えています。国は、マンモグラフィによる乳がん検診の目安を50歳以上としていますが、乳がんは40歳代での発生が顕著であることから、一部自治体では検査対象を40歳代にしているところもあり、国の指針見直しを求める声が強まっています。

そこでお尋ねいたしますが、防府市の老人保健法に基づくがん検診事業で、乳がん検診を受診された方は、視触診での受診で2002年度実績で3,285人。また、検診方法が個人で指定した医療機関で受診されているためか、基本検診の受診率に比べ、乳がん検診の受診率の低さがうかがえます。

現在、県内でもマンモグラフィによる乳がん検診が行われているところは、まだ多くありませんが、2004年度より山口県でも県の予防保健協会にマンモグラフィが搭載された最新の検診車が導入されます。乳がん検診に県の予防保健協会が行うマンモグラフィ検診を集団検診に取り入れ、早期発見と検診対象者の拡大を図ることができないものか、お伺いいたします。

次はアダプトプログラムの導入についてお尋ねいたします。

アダプトプログラムとは、アダプションは養子縁組の意であり、里親制度のことです。詳しくは、地方自治体が管理する道路や公園、ビーチ、河川敷などの公共施設を養子に見立て、市にボランティア団体として登録した住民や企業、商店街、小・中学生、各種同好会等が里親として、定期的に清掃や花壇の手入れ、草取りなど環境美化のサポート役として活動を実施するものです。

アダプトプログラムは、もともとアメリカで始まった新しい美化システム活動でこういった活動が日本に入ってきたのは5年前で、早急に全国に広がり、今ではアダプトプログラムを導入している市や町は1,500を越え、各地に根ざした活動として成果を上げています。

参考一例として、平成14年7月から導入した福岡県久留米市では、「くるめクリーンパートナー制度」と称し、同制度に賛同したボランティア団体が市に登録すれば、市は、ほうきやちりとりなどの清掃道具を貸し出し、ごみ袋を支給し、このほか安全確保のためボランティア保険も加入します。久留米市の同制度への登録団体数は、昨年12月現在、導入1年半で114団体4,583人が活動を実施しています。そこでお尋ねいたします

が、アダプトプログラムの制度を採用して環境美化を推進してはどうでしょうか。こうした活動を通し、内容を広く市民に伝えることで、空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止や環境美化の意識が促進されるものと思いますが、同制度の導入はいかがなものでしょうか、お伺いいたします。以上で、壇上にての質問は終わります。

副議長（田中 敏靖君） 2番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、アダプトプログラムの導入についての御質問にお答えいたします。本市においては、空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨てや犬の散歩中に排泄されるふんの放置を防止するため、平成14年4月から「防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」を制定し、チラシの配布や啓発看板の無料配布等、環境に関するモラルの向上を図り、まちの環境美化に努めております。しかしながら、依然としてポイ捨て等の迷惑行為が後を絶たないのが現状で、まことに残念なことであります。

現在、防府市環境衛生推進協議会を主体に、多くのボランティア団体が市内の各地域において、清掃活動や緑化活動の実践活動を通じて、地域環境美化と清潔で美しい住みよいまちづくりに既に積極的に取り組んでおられ、これら活動を通して環境美化について意識が高揚してまいったことは、大変喜ばしいことと感じております。

これからも既存の各種環境美化団体と相談し、市民の環境に対する多様な要望に対応するとともに、議員御指摘のようなボランティア支援制度については公共の用に供する場所を管理する国・県や市の関係各課と連携をとり、研究してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

副議長（田中 敏靖君） 2番。

2番（山下 和明君） アダプトプログラムの導入についてであります。先ほど壇上でも申しましたが、全国自治体でも150を超える市町村等であらうといった活動が盛んに行われ、また結果も出ているようであります。こういった同制度が定着した市や町では、そうしたボランティア活動によって成果として空き缶のポイ捨てが少なくなった、まちがきれいになったと、地域住民からボランティア活動の評価は高いようであります。

先ほど御回答いただいた中には、やはり我が市はボランティア活動が積極的に推進してきているということで我が市の評価を市長さんが今されたわけではありますが、しかし多くの、いわばこういった活動に参加をしたいということで、多くの団体が今壇上で御回答いただいたような活動に積極的に参加できるように、アダプトプログラムの導入を図っていただけたらなと、このように思います。

先ほど申しましたが、山口県におきましても、アダプトプログラムを導入しているのが下関市の「下関市アダプションプログラム」、萩市の「きれいな萩おまかせ制度」、周南市の「クリーンネットワーク推進事業」、小野田市の「きれいにすっちゃ小野田」、長門市の「みずずいいとこ」といったことで、山口県でも5つの市が名乗りを上げて、このように活動をしておるわけであります。

もう少し詳しく例をとって御案内させていただきますと、お隣の周南市の状況であります。平成12年の7月、合併以前ということになりますから、旧徳山市の時からですが、クリーンネットワーク推進事業として繁華街の国道、県道、市道、そして21カ所の公園、138カ所を対象として、サークル、町内会、地元企業、43団体1,666人の登録者の方々が、清掃、ごみ拾い、草とりを年2回、活動を行われておられます。担当しておられる環境政策課にコメントを聞きましたところ、この制度の開始後、サインボードを設置して、いわば看板ですね、ここは何々ボランティアが清掃しておりますよといった、こういった、市長さん、ちょっと見えますかね、コピーしたものですけど、こういったものを清掃したところに看板をいわば設置しておるところはですね、空き缶等のポイ捨ては、少なくなった。たばこのポイ捨ても当然だろうと思います。この利点を述べておられました。もしもの時の保険も加入しておられます。支給物がごみ袋、そして先ほど申しましたサインボード、看板ですね、その他は基本的に要望、リクエストによって、竹ぼうきだとか軍手等、2年間の登録ということで、2万円を限度ということで支給も考えておられるようでありますので、要望となりますけれども近隣の市で同制度を導入して活動が行われておりますので、実態を把握されて、参考にさせていただきたいなと思います。これは調整する上にですね、こういった活動を行うところが道路だとか、公園だとか、ビーチだとか、河川敷となりますと、各課に担当がわたっておりますし、そして管理者側もですね、要はどう言いましょうか、国土交通省ですか、佐波川でいけばですね、そのように管理者側の立場を県道であれば県の方の相談も必要になってくるわけでありますので、話し合いをされて、前向きな考えのもとでこうした活動の窓口が設けられることを願って、この項の質問は終わりたいと思いますので、よろしく御検討をお願い申し上げます。

副議長（田中 敏靖君） 以上で、2の環境対策についてを終わります。

次に1の老人保健事業についての答弁を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは老人保健事業の乳がん検診におけるマンモグラフィ検診の導入についてお答えをいたします。

当市におきましては、昭和62年度から問診及び視触診による乳がん検診を行ってまいりましたが、山口県老人保健法等健康診査実施要領中、今年度乳がん検診における実施

要領が改正され、現在行っておる視触診に加え、X線検査でのマンモグラフィ検査を追加導入するよう県より指導がなされておるところでございます。

これを受け、当市におきましてマンモグラフィ検査について山口県予防保健協会による検診車での集団検診の導入が図れるよう現在協議をしておるところでございます。

なお、今後の課題といたしまして、予防のための健康診査での早期発見や早期治療は医療費の低減に寄与することから各種健康保険の適用や、国・県による補助政策も必要ではないかと思っておりますので、市長会を通じ、働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（田中 敏靖君） 2番。

2番（山下 和明君） 乳がん検診についてであります。今、部長が御答弁された中と少し重複するかもしれませんが、さきに、2月27日付の新聞に乳がん検診に関する記事が掲載されました。参考に読みますと、「乳がんX線診断40歳以上に拡大」と。「がん検診の見直しを進めている厚生労働省の検討会は、2月26日、現在は50歳以上とされている乳がんのマンモグラフィ、乳房X線撮影の対象年齢を40歳以上に拡大することが妥当とする意見をまとめた。厚生労働省ではこれを受け、全国の市町村などにことし4月から40歳以上を対象に隔年で検診を実施するよう通知する予定」別の新聞では、前段は今の内容と同じようなことの記事ですが、終わりの部分に「乳がん検診にマンモグラフィを導入している自治体はまだ少ないことから、厚生労働省のがん検診に関する検討会は、3月末までに報告書をまとめ、自治体に体制整備を求めて行く。日本では毎年約1万人が乳がんで死亡。30代から60代までの女性の死亡原因の第1位となっており、対策が急がれている」と、こういった記事が載っております。

まさしく質問をする前の出来事ではありますが、時、的を射たというか、そうした質問になったのではないかと、このように自分で言っております。

それで、県の予防協会が行うマンモグラフィを乳がん検診として集団検診に取り入れた場合、今、申しました、これから対象となるだろう40歳以上の方の個人負担は、幾らぐらいになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。先ほど補助の関係についても、検討されるのではないかなと、このように受け止めておるんですが、現在は30歳以上の方、視触診ですね、見て触れるということで、個人負担は700円ですが、レントゲン装置による検診分ほど高くなると思いますが、マンモを導入した場合の個人負担はどの程度見込んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

副議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） お答えをいたします。今の視触診に加えてマンモグラ

フィを追加検査した場合の個人負担、それから集団検診の場合の負担、こういったものが予算的にどのようになるかという御質問でございますが、今、県の予防協会におきましては、マンモグラフィ検査の集団検診では1人当たりの委託料が5,880円とされております。

ただ、人数につきましては、聞くところによりますと、1時間当たり10人程度。1日検診をしても50人程度。ただ、今から交渉になるわけですが、何日、借れるか、まだ決まっておりません。これはあくまでも仮にの話でございますが、仮に8日間借りるとすれば、その延べ人数が400名になろうかと思えます。400名に1人当たり5,880円でございますから、持ち出し部分としては、235万2,000円、こういったことになろうかと思っております。

それからもう1点、個人負担につきましては、まだ決めておりませんので、ちょっと申し上げることができません。以上でございます。

副議長（田中 敏靖君） 2番。

2番（山下 和明君） 今、マンモを導入した場合、5,880円を要するに、例えば今検討中の県の予防保健協会が行うこのマンモの乳がん検診を集団検診に入れた場合、検討中ですけれども、これは保健協会に支払う金額が5,880円、これはそうした視触診も含めてということでしょうか。

副議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） そうでございます。

副議長（田中 敏靖君） 2番。

2番（山下 和明君） このうちの幾らかが個人負担になると。実際、今、視触診では、2,000円程度ぐらいかかるわけですよ、個人病院で。そのうちの700円を個人負担ということで、大体そういうふうに計算したら出るのかなと思うんですけど、現在のところ、そのこのところの分についてはまだ明確に試算されていないということですか。

そしたらですね、導入の際、もう一度聞きますが、40歳以上の方が、マンモグラフィ装置を持っている医療機関、防府市内ではたしか3つの医療機関がこのマンモの装置を持っているかと思いますが、そうした医療機関で乳がん検診をされた場合ですね、そうした方々も、このがん検診の事業の中に組み込まれるのかどうかお伺いします。

副議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 先ほど申しましたように今このマンモグラフィ検査についての医療機関との協議はまだ全くしておりません。ただ、保険診療で診療点数と申しますか、こういったものにつきましてはマンモグラフィのみの単独の点数的な、金額とい

いますか、これは大体6,000円程度とっております。以上でございます。

副議長（田中 敏靖君） 2番。

2番（山下 和明君） 先ほど申しましたように、厚生労働省の検討会がまとめた意見によってですね、各市町村に同検診を実施するようというところでマンモによる検診を40歳以上に拡大してくださいという措置がされると思えますけれども、そうしますと乳がん検診は自治体の事業ですので、市の負担分も増額となるわけでありましたが、今、部長さん数字的なことで1時間10人、1日50人程度で400人から500人ぐらいが考えられるというお話をされながら、ブツブツと話が切れたわけですね。そこまで今、お聞きしました。

そこで、それによって、現予算、どのぐらい、実際の今の現予算と比較して、どのぐらい予算が今後、この40歳以上の方を、マンモの装置によって検診となると、市としてどの程度の予算を上げなければならないのか、その点についてお示し願いたいと思います。

副議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） この16年度現行予算で申しますと、現在、視触診で3,500人を予定しております、1,038万4,500円の予算を組んでおります。これにマンモグラフィを加えたらどうなるかと、今、御質問でございますが、40歳代以上の方が予算で申しますと、ほぼ3,100人ぐらいに……、2,700人ぐらいなんですが、30代の方が800人おいでになりますから、2,700人ですか。こういった2,700人分の今から医師会との協議にもよりますが、保険の点数で申しますと6,000円ぐらいじゃなかろうかと思っております。これはまだ全く仮定の話でございますので、計算上で申しますともしそうであれば6,000円の、40歳代以上の方が2,700人ぐらいおいでになるということであろうかと思えます。

副議長（田中 敏靖君） 2番。

2番（山下 和明君） 2,700人分掛けの6,000円相当が要するという。どちらにしろ、こういった乳がん検診にマンモグラフィによる検診を、集団検診にしてもまた個人病院でこういった対象にしても市からの予算はふえるということが言えるわけですが、そこで今、部長とのやりとりをしておいて、最後に市長さんに所見をお聞きしたいんですが、乳がんの死亡率は年々増加しているのでありまして、大事なことは早期診断だと言われております。そうしたことを可能にして手助けできるのは、先ほどからお願いをしておりますマンモグラフィ検診の導入だと思いますが、市長さんの御所見をですね、ここで伺いをしたいなと思えます。

副議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 先ほど2,700人は延べ人数でございますが、マンモグラフィは2年に1度ということでございますから、1年間で言えば1,350人分となろうかと思えます。以上でございます。

副議長（田中 敏靖君） 市長。

市長（松浦 正人君） すべてのことに言えると思うんですけど、自分の健康はやはり自分で守る以外には私は基本的にないと思っております。そして自分の意思のもとに、いろいろな検査を受けたりしていくのが私たちが自分の健康を守っていくことの何よりの手法であろうと、こういうふうに考えているわけでありまして、今のマンモをすべての人に導入するというようなことについては、私はそういう観点からいくなれば、希望する方ですね、そしてその希望する方に応分の自己負担、3分の2なり、5分の4なり、自己負担もみていただいた上で、そういうふうなものを導入することならば考えられないことはないのではないかと、そういうふうに基本的に考えております。

副議長（田中 敏靖君） 2番。

2番（山下 和明君） 私は正直言いまして、先般までマンモグラフィと、こう聞いてもですね、「えっ、何じゃろうか」と、よく理解できなかったわけです。この乳がん検診にこういった時の装置と申しましょうか、重要だということで新聞等々を見るにつけですね、これは乳がん検診についてマンモグラフィという、こういったレントゲン装置というものが今後重要なんだと、このように認識したわけでありまして。世の中の女性が、半分というか2分の1は女性なわけでありまして、先ほど御紹介したように、40歳代から60歳代の女性に、乳がんの罹患率が第1位で、死亡者も年間約1万人ということで、こういった乳がんというのは大変な、数字的にもですね、ふえてきたんだと、このように思っております。こういった質問をする前にその年齢と申しましょうか、うちにも年ごろのかみさんがあるわけですね、1人ほど。聞きましたら、関心が薄いと申しましょうか、「こういうことなの」という程度で、うちのかみさんはそうですけど市長の奥さんはそうじゃないとは思いますが、関心は高いと思えますが。実際こういったマンモによる乳がん検診を導入するとなると思えます。その際ですね、意識の高揚を図っていただくということが大切になろうかと思えますので、そのときには、PRに力を入れていただきたいなど、このように思っておりますので、要望して質問を終わります。

副議長（田中 敏靖君） 以上で、2番議員の質問を終わります。

副議長（田中 敏靖君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後 2時48分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成16年3月8日

防府市議会 議長 中 司 実

防府市議会副議長 田 中 敏 靖

防府市議会 議員 横 田 和 雄

防府市議会 議員 岡 村 和 生